令和８年度第３回江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

次　　第

令和８年 10 月 20 日(火)午後２時　開会
オンライン開催

１　開会挨拶

２　江戸川区からの報告（現行計画等について）

３　次期男女共同参画推進計画について

４　その他

５　閉会

《配付資料》

次第

資料１　　現行計画へのご意見等・回答

資料２　　区の附属機関等における女性の登用状況（経年）

※第２回推進会議（書面開催）配付資料２　差替版

資料３　　23 区の附属機関等における女性の登用状況（令和８年度）

資料４　　次期計画へのご意見等・回答

資料５　　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画

資料６　　法律や国計画等を踏まえた次期計画事業一覧（案）

第３回推進会議補足シート

現行計画へのご意見・ご回答

資料1

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）就業における男女共同参画の推進	全般	－	－	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されてるのか。	高齢者も含めた就労相談・カウンセリングを実施し、隣接するハローワーク木場（ほっとワークえどがわ・船堀ワークプラザ）の職業紹介と一体的な就労支援を行っています。また各種セミナーの開催や内職の相談・紹介も行っています。なお外国の方も日本語での会話が出来ればご案内しているが、外国人を分けた利用者統計はしておりません。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	結果・報告から多くの成果があったと思われ引き続き取り組んでいただきたい。 ワークライフバランスは労働組合としても、労使で取組んでいる内容であり、江戸川区の成果、取組方法等を参考としていきたい。 連合江戸川の皆さん（江戸川区で働く労働組合員の皆さん）への発信で広く周知できる方法がないか考えていきたい。	連合江戸川の皆様への周知・発信をご検討いただけるとのこと、大変心強く感じております。 区としても、今後も関係団体の皆様と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画の実現に向けた取組を更に進めてまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	若い世代にも男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方が広がるよう、SNS等を活用した情報発信にも期待する。 区役所だけでなく、区内企業や地域全体への取組の広がりも重要と考える。 講座や研修については、オンライン配信やSNSなども活用し、若い世代を含め幅広い人に情報を届けてほしい。 一人ひとりが仕事と家庭、地域活動などを大切にでき、誰もが性別にとらわれずに自分の経験や能力を生かして活躍できる江戸川区を目指していただきたい。	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、SNSやオンライン配信など多様な媒体を活用した情報発信を行っております。今後も若い世代を含め、より多くの方に情報が届くよう、発信内容や手法の充実に努めていきます。 また、区内企業や地域団体等との連携を図りながら、誰もが性別にかかわらず能力を発揮し、仕事や家庭、地域活動などを大切にしながら活躍できる地域社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	2	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性の家事促進のために料理講座を開催したことは、はじめの一歩として馴染みやすく、また共感を得やすく、良い判断だと思う。 しかし、家事は料理・洗濯・ごみ捨てだけではなく、「名もない家事」がたくさんあることを理解してもらう必要がある。 生活の中でどのような家事があるのかの認識を持ってもらうための講座も必要と思う。	令和８年度は、「笑って気づく、家庭の役割分担」と題して、排水溝の髪の除去のような「名もない家事」等についての意識付けを目的とした講座を実施しました。 今後も、料理等に限らず、広い意味での家事や役割分担についての意識等に関する講座等を実施してまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	3	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	中小企業は日々の経営に忙殺されており、SDGsを意識した資金需要はほとんどないと考えられる。 R6・R7年度の「省エネ設備補助金」のように、補助金が出ることと紐づけしないと、資金需要は十分に見込めないと思う。	中小企業の資金需要は、時勢や経済状況に大きく左右されます。現在の状況は、ご意見にいただきましたとおり、多くの需要は見込難いものと認識しております。 一方で、このような取り組み自体は時勢に関わらず継続してまいりたいと考えております。その中で、他の制度との相乗効果を見込んだ柔軟な運用も検討し、当制度の活用を推進してまいります。	経営支援課
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	結果・報告から多くの成果があったと思われ引き続き取り組んでいただきたい。 ワークライフバランスは労働組合としても、労使で取組んでいる内容であり、江戸川区の成果、取組方法等を参考としていきたい。	ワークライフバランスの推進につきましては、引き続き取組を進めるとともに、職員が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。	職員課
（1）就業における男女共同参画の推進	① 男性中心型労働慣行の改善	6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」という目標は、今後も継続して取り組むべき重要なテーマだと思う。 男性の育児休業取得率が高い水準にあることは、これまでの取組の成果として評価できる。 一方で、時間外勤務については増加傾向にあり、さらなる縮減が必要だと感じる。 年次有給休暇についても、取得しやすい職場環境を整えることが重要である。 特に管理職が率先して休暇を取得できる環境づくりが必要ではないか。 また、制度を整えるだけでなく、職場の人員体制や業務量の見直しも必要だと思う。 男女ともに、子育てや介護と仕事を無理なく両立できる環境を目指してほしい。	いただいたご意見を参考としながら、今後も時間外勤務の適正な管理や休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境の整備を進めてまいります。	職員課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	10	創業支援事業	これまでの受講者の中で、実際に起業した者はいるのか。 起業した人数などのデータ蓄積はあるのか。	受講者の中で起業した方は複数名おります。受講者に対する起業状況アンケートなどにより、起業人数などの把握に努めています。	経営支援課

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	11	女性の再就職支援セミナー	セミナーの参加者の中で、就職に繋がった人数等のデータは蓄積しているのか。	東京都との共催事業で参加者人数等の情報を共有しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	11	女性の再就職支援セミナー	人手不足が深刻化して求人が多くなっている。就労意識の向上とパソコン等の基礎教育を継続することが、必ず就労につながる有益な取り組みだと思う。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	12	就職面接会・就労支援セミナー	人手不足が深刻化して求人が多くなっている。就労意識の向上とパソコン等の基礎教育を継続することが、必ず就労につながる有益な取り組みだと思う。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	13	ほっとワークえどがわ	人手不足が深刻化して求人が多くなっている。就労意識の向上とパソコン等の基礎教育を継続することが、必ず就労につながる有益な取り組みだと思う。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 女性の活躍推進	14	ヤングほっとワークえどがわ	人手不足が深刻化して求人が多くなっている。就労意識の向上とパソコン等の基礎教育を継続することが、必ず就労につながる有益な取り組みだと思う。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	④ 事業者等による取組の促進〈新〉	17	長期育児休業支援制度	中小企業において、２歳以降の育休取得は人員確保の点からも厳しい。育休制度を取り入れている事業者に対し意見聴取し、問題点を洗い出すことも必要かと思う。	おっしゃる通り、昨今の人手不足や人材確保が困難な中、推進に向けた課題があると認識しております。企業や取得者のニーズ・状況などを分析し、検討してまいりたいと考えています。	子育て支援課
（1）就業における男女共同参画の推進	④ 事業者等による取組の促進〈新〉	17	長期育児休業支援制度	中小企業では長期育児休業は人手不足のため実施が困難。2歳児以降も育児休業を実施できる企業は限られる。したがって、ニーズはそれほど高くないと考えられる。	おっしゃる通り、昨今の人手不足や人材確保が困難な中、推進に向けた課題があると認識しております。企業や取得者のニーズ・状況などを分析し、検討してまいりたいと考えています。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	18	保育ママ	地域差や従事してくれる方の人数を鑑み、保育ママの制度をいつまで継続できるのか検討しているのか。	保育ママの配置状況や地域ごとの保育需要を踏まえ、需要と供給のバランスを見ながら事業を維持してまいります。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	18	保育ママ	保育ママの総数が減少している要因は何か。 預かり中の事故、乳児の親との相性、保育ママの高齢化など考えられるが、もし、事故などの責任の重圧が問題なのであれば保険や保証をしっかり手当てする、乳児の親との相性の問題であれば保育課との密な相談を行う等、既に対応されているとは思うが、保育ママの負担の減少を考慮いただければと思う。	区では、保育中の事故等に備えた保険への加入のほか、巡回指導や研修、保護者との調整、相談対応などを行い、保育ママが一人で問題を抱え込むことのないよう支援しています。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	19	保育施設の定員拡大	他区においても0歳、1歳児の入園できる枠が非常に少なく、早期復職が厳しい状況。0歳、1歳児の保育定員の見直しを求める。	低年齢ほど保育園の施設・職員配置基準が厳しくなる関係から、低年齢児の定員枠が少なくなる傾向にあります。 昨今の保育ニーズの高まりなどを勘案しながら、保育施設の定員増などを進めてまいります。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	20	私立幼稚園の預かり保育	拡充するにあたり、要件「年間220日以上実施」を変更することについて検討しているか。	年間220日以上の要件を変更することは検討しておりません。 拡充にあたり保育の実施日だけでなく保育ニーズや状況などを分析しながら、各幼稚園に働きかけをしてまいります。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	23	緊急一時保育（区立保育園）	どの程度の実績があるのか。それほどの実績がなく、「緊急一時」なら、児童相談所に関わってもらうこともできるのではないか。	緊急一時保育事業は、保護者の入院（出産や手術）のために日中家庭での保育ができない場合に通いで区立保育園にて一定期間お預かりする事業です。この事業については、区立保育園にて行うことになっていますので、保育課にて実施しています。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	25	ショートサポート保育（区立幼稚園）	区立幼稚園は一園のみと認識しているが、実績の単位は何か。	利用回数の実績になるため、単位は回になります。	学務課

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	29	すくすくスクール	昨今の自然災害などにより親が帰宅困難になった場合、実施時間延長（宿泊含む）等の対応について、職員と協議されているのか。	自然災害時は児童の安全確保のため保護者のお迎えをお願いしておりますが、交通手段が無いなど、保護者のお迎えが困難な場合には、保護者がお迎えに来ていただくまで職員が対応します。	教育推進課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	なごみの家について、想定数に向けた設置速度が適正かは不明だが、住民の認知度は高まっており、目に見える範囲で利用者が増えたように思える。	なごみの家の認知度については、３年ごとに実施している調査において上昇傾向が見られています。また、来場者数についても令和６年度から令和７年度にかけて増加しており、地域における居場所や交流拠点としての役割が浸透してきているものと認識しています。引き続き、地域共生社会の構築に向けた拠点として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいります。	福祉推進課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	34	熟年相談室の運営	介護保険課事業者調整係が熟年相談室の業務効率化を具体的に示しており、ゆっくりではあるが前進している。熟年相談室の課題は、国の制度設計に影響を受けている部分も大きいため、解決は容易ではない。	国の動向を注視しつつ、区としてオンライン会議の活用や電子化の推進などにより引き続き業務負担軽減を進めてまいります。	介護保険課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	35	多様な介護サービスの充実	地域密着型サービスの提供は、仕事と介護を両立していく上で不可欠となるものである。 適切な介護の提供は、介護者の負担の軽減を図るものであり、離職せずに介護に取り組むことを可能とする。 介護に関わる申請は、病院の証明や審査で、ある程度の日数が必要となるため、もう少し簡素化できると、高齢者においても取り組みやすいものとなるのではないかと考える。	要介護認定申請の手続きの簡素化として、介護情報基盤の導入に合わせて認定審査期間の迅速化に取り組んでまいります。	介護保険課

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	全般	－	－	各学校では、すべての教育活動を通して人権教育を推進していることから、その担い手である教職員の「人権感覚」を一層高めていく必要がある。	教職員における人権感覚の向上の必要性についてご理解いただき、ありがとうございます。 人権教育を推進するため、教員の人権に関する知識・技能等を向上させることは非常に重要であると捉えています。引き続き、教育研修会の機会を確保すること、また、フィールドワーク形式の研修会を実施する等、内容を充実させてまいります。	教育指導課
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	これまでの啓発や教育の取組により、男女共同参画への理解が少しずつ広がっていることは評価できる。 一方で、子どもの頃から、一人ひとりの違いや多様性を認め、お互いを尊重する教育を進めることも重要である。	江戸川区の保育園には外国籍のお子さんも支援を要するお子さんも医療的ケアを必要とするお子さんも多く在籍しています。一人ひとりの違いや多様性を大切に保育にあたっています。 また、自分の身体のことを知り、相手のことも大切にできるよう健康教育（包括的性教育）にも取り組んでいます。	保育課
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	人権尊重教育は、幼児期からの取組が重要であり、人が育つ中で学び、身に着けていくことが最も効果があると思われる。 男女に捉われず、自分の興味のあることや思いを素直に表現できる環境の醸成が望まれる。 学校教育においても、子どもたちの多様性を尊重し、発達に応じた支援や対応の在り方に対して理解を深めることが望まれる。	【保育課】 人権尊重教育については、これからも日々の保育の中でこどもたちが「自分が大切にされている」ことを感じ自己発揮できる環境つくりを大切に取り組んでまいります。 【教育指導課】 「互いの違いを認めつつ、個人として尊重される」という平等の理念の浸透や具現化が重要であると認識しております。各学校においては、すべての教育活動を通して人権教育を推進しており、特に、道徳の学習では、男女平等、協働の態度を育てる学びを展開しています。	保育課、教育指導課
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	45	人権尊重教育推進校	人権尊重教育推進校に指定された学校とそれ以外の学校では、授業時間や内容に差があるのか。 差がある場合、人権尊重という基本的な内容なのに、学校により講義内容や時間数に差があるというのはいかがなものか。 指定校の「取組の成果を他校に周知する」ということであるが、他校はその内容を取り入れて実際に活用しているのか、また、その確認はなされているのか。	・人権尊重教育推進校とそれ以外の学校において、人権教育における基本的な指導内容や指導時間の差はありません。一方、指定校は「東京都」の事業であるため、東京都教育委員会が重点課題とする17に人権課題（女性、アイヌ文化等）の学習について、更に学びを深めています。 ・人権尊重教育指定校は年に１回程度、研究の成果を「授業公開」という形で実施し、都内の学校に周知しています。 ・各学校では、授業公開等の参観を通し、道徳等の授業の充実を図っています。	教育指導課
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	47	教職員研修の実施	「事業の成果および結果分析」の記述が、「年間４回」の誤記かと思う。 内容は充実していてとても素晴らしいと思った。 継続してほしい。	・ご指摘のとおり正しくは年間４回です。 ・今後も継続して取り組んでいきます。	教育指導課
（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	－	－	男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進していくことは大変重要であると考える。	男女共同参画の視点に立った意識啓発の重要性についてご理解いただき、ありがとうございます。 区では、男女共同参画の意識を更に広めるため、講座等を始めとする意識啓発を実施しております。今後とも、取組を継続してまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（2）地域活動への男女共同参画による活性化	① 地域活動における男女共同参画の推進	54	町会・自治会活動	全区の町自治会加入率低下は共通課題とされ、原因は多岐にわたると考えられる。例えば「回覧板の当番」が数年おきに回ってくるとすると、共働き世帯の参加意欲が下がる可能性がある。加入率を向上させるには、具体的な方法を決定し、トライ＆エラーを繰り返す必要がある。	令和7年度より、LINEアカウントを活用した「デジタル活用事業助成金」事業を試験的に開始しました。LINEアカウントを活用した情報発信の強化を目的としており、LINEアカウントを活用することで、紙での回覧紙からデジタルでの回覧へ移行することが可能となり、町会の負担軽減も期待されます。	地域振興課
（2）地域活動への男女共同参画による活性化	① 地域活動における男女共同参画の推進	54	町会・自治会活動	地域活動では、従来の慣習から男性が中心となっている場面が残っていると思う。 町会や自治会など、身近な地域活動において、男女がともに参加しやすい環境づくりが必要である。 特に、女性が意見を出しやすく、役員やリーダーとして活躍できる機会をさらに増やしてほしい。 制度や意識啓発だけでなく、実際に地域で男女がともに活動できる仕組みづくりを期待する。	区は「ともに生きる。江戸川区」を掲げ、共生社会つくりを進めております。これからも地域の方と協力し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。	地域振興課

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（２）地域活動への男女共同参画による活性化	① 地域活動における男女共同参画の推進	58	審議会等における区民委員等の参画	農業委員会の場合は、今期の推薦委員12名、公募委員２名の中のうち13名が男性である。 次期改選は３年後であり、それまでに女性候補を２名以上にするためには、各委員会開催時などを利用し、女性参画の重要性を理解していただく必要がある。 改選時期によっては、「女性委員を増加させるのはまた次回」と後手を踏むことになる。 また、団体と「女性の代表者がいれば積極的に推薦する」と合意したということであるが、そもそも女性の代表者でなければ様々な委員会に推薦できないのか、代表者でなくとも知識や資格などの観点から推薦できるのか（充て職である必要があるのか）、確認が必要である。	農業委員に女性を推薦するにあたっては、被推薦者が代表などの役職にあることを要件としておりません。農業に関する識見を有し、農業委員として相応しい人物が推薦されています。 女性委員増への取り組みとして、今年度から女性委員選任の推進についてのパンフレットを作成しており、各推薦団体へ配布しています。また、女性農家に訪問する際には、事務局からも直接農業委員についての説明や、農業者団体の女性部への声掛けも実施しています。 多様な意見を反映させるためにも、女性委員増加に向けて活動を続けてまいります。	産業振興課
（２）地域活動への男女共同参画による活性化	① 地域活動における男女共同参画の推進	58	審議会等における区民委員等の参画	各種審議会等において、次期改選までに女性候補を増加させるためには、各委員会開催時などを利用し、次期改選までの間に、推薦団体等に対し、地道に女性参画の必要性と重要性を発信する必要がある。 改選時期によっては、「女性委員を増加させるのはまた次回」と後手を踏むことになる。 また、そもそも代表者等でなければ委員に推薦できないのか、代表者等でなくとも知識や資格などの観点から推薦できるのか（充て職である必要があるのか）、確認が必要である。	【人権・男女共同参画推進センター】 毎年の調査にて、庁内の各会議体における女性委員の登用が進まない理由等について把握に努めるとともに、女性委員登用推進に関する好事例を研究し、庁内に展開してまいります。 【総務課】 情報公開及び個人情報保護審査会、行政不服審査会の委員は充て職ではありませんが、委嘱の際は委員の男女比率については可能な限り考慮します。 【介護保険課】 地域密着型サービス運営委員会の委員の推薦依頼を行う際に可能な限り女性委員を推薦していただきたい旨を伝えています。今年度の委員は、７名中、女性４名・男性３名です。 【環境部】 公募委員については、男女比も考慮して選出しています。また、女性団体からも委員を選出しています。その他、関係団体からは代表者に限らず推薦をいただいていますが、その業界に精通した知識・経験を擁する必要があります。	人権・男女共同参画推進センター、全庁
（２）地域活動への男女共同参画による活性化	① 地域活動における男女共同参画の推進	58	審議会等における区民委員等の参画	女性委員割合が改善しているところもある一方で、減少しているところも多くあるようだが、会議体の所管部署に減少理由は聞き取っているのか。 「附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱」に、委員推薦依頼文例があるが、要綱そのものも添付して送付するのか。 依頼文中の「6　特記事項」に、当要綱に基づく依頼であることを明記したほうがいいのではないか。 また、資料２「女性の登用状況（経年）」について、改善を示す列だけでなく、女性委員割合の減少を示す列も作ってはどうか。	これまでは減少理由について十分な聞き取りを行っていませんでしたが、今後は必要に応じて状況の把握に努めてまいります。 依頼文中の「6 特記事項」への要綱の明記について検討してまいります。 令和８年度第２回推進会議にて配付いたしました資料２「女性の登用状況（経年）」につきまして、女性委員割合の減少を示すよう調整し、改めて配付いたします。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）困難を抱えた人への支援	全般	－	－	困ったときに一人で悩まず相談できるように、相談窓口については、対面だけでなくオンラインなど、身近で利用しやすい方法を増やすことも重要だと思う。 特に、被害を受けた方が安心して相談でき、それぞれの立場に応じたきめ細かな支援につながる体制の充実を期待する。 また、DVやハラスメントについて、正しい知識を広く周知していく必要がある。	性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現に向け、人権尊重と多様性理解の促進や相談・支援体制の充実、地域における支え合いの推進に取り組んでまいります。 具体的には、DVやハラスメントに関する正しい知識の普及や相談窓口の周知は、被害の早期発見・早期対応につながる重要な取組であると認識しております。 今後も、様々な媒体を活用した情報発信により、支援を必要とする方が相談先を身近に感じ、適切な支援につながることができるよう、啓発に取り組んでまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）困難を抱えた人への支援	全般	－	－	困ったときに一人で悩まず相談できる窓口や支援体制を、より身近なものにしてほしい。 高齢者や障害のある方、子育て世代など、それぞれの立場に応じたきめ細かな支援も必要である。 地域の中でも、お互いに声を掛け合い、困っている人を孤立させない環境づくりを進めてほしい。 誰もが自分らしく安心して暮らせる、思いやりのある江戸川区の実現を期待する。	区は「ともに生きる。江戸川区」を掲げ、共生社会つくりを進めております。在住外国人の相談窓口として令和6年に多文化共生センターを開設。高齢者や障害のある方、子育て世代を対象とした窓口に加え、区では他区に先駆けて児童相談所を開設してまいりました。これからも地域の方と協力し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。	地域振興課
（1）困難を抱えた人への支援	全般	－	－	困ったときに一人で悩まず相談できる窓口や支援体制を、より身近なものにしてほしい。 相談窓口については、対面だけでなくオンラインなど、利用しやすい方法を増やすことも重要だと思う。 高齢者や障害のある方、子育て世代など、それぞれの立場に応じたきめ細かな支援も必要である。 誰もが自分らしく安心して暮らせる、思いやりのある江戸川区の実現を期待する。	【福祉推進課】 区内9カ所のなごみの家では、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談できる「なんでも相談」を実施しており、必要に応じて専門機関等と連携しながら解決に向けた支援を行っています。また、誰もが気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりにも取り組んでいます。引き続き、困ったときに安心して相談でき、必要な支援につながる取組を進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してまいります。 【介護保険課】 高齢の方の相談については、引き続き区内27か所の熟年相談室にて対応させていただき、必要な支援につなげていきます。 また、町会自治会をはじめとする地域の関係者が高齢者に関する地域課題について議論する地域ケア会議を開催するほか、認知症の方やその家族を見守り支援する応援者を育成する認知症サポーター養成講座を開催することにより、地域の連携・支援体制の構築を図ってまいります。 【障害者福祉課】 区では基幹相談支援センターを設置し、障害のある方やそのご家族等からの相談を受け付けています。また、区内の熟年相談室（地域包括支援センター）の一部において、障害のある方やそのご家族、さらにはサービス提供事業所等からの一次的な相談を受け付けており、相談内容に応じて関係機関と連携し、必要な支援等につなげています。今後も、身近な相談先として、必要な支援につなげていく体制づくりに努めてまいります。 【生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課】 生活援護第一・二・三課では生活保護申請のご相談、くらしごと相談室（生活困窮者相談窓口）では生活やお仕事などのお困りごとのご相談をお受けし、各種支援を行っております。また、オンライン相談も行っております。今後も、相談者や生活保護受給者の個々の状況に寄り添い、必要な支援が実施できるよう努めてまいります。	福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課
（1）困難を抱えた人への支援	① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	62	母子・父子自立支援員	相談件数が多く、必要とされている取組であることが理解できる。 これだけの相談件数に対応すべく、相談場所・相談要員をどのように確保し支援を行っているのか教えていただきたい。	母子・父子自立支援員による支援は区職員にて実施しております。 これとは別に、ひとり親相談室すずらんを委託事業として運営しています。 母子・父子自立支援員による「支援」と、すずらんの専門相談員による「相談」とが、それぞれの役割を担いながら、情報共有を図るなど連携して相談・支援を行っています。 なお、すずらんは、人権・男女共同参画推進センター及び本庁舎（児童家庭課隣）の2か所に設置しています。	人権・男女共同参画推進センター
（1）困難を抱えた人への支援	① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	63	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	良いサービスだと思うが、登録世帯も利用も少なく感じる。 登録に制限などがあるのか。また、受け入れる事業者に、家事はできるが保育人員がいないなどの理由があり、事業者の確保が難しいのか。 事業No.22「一時保育」（子育て支援課）や事業No.25「ショートサポート保育」（学務課）と組み合わせて対応できないだろうか。	一時保育やショートサポート保育など他事業につきましては、それぞれ対象や事業目的が異なる事業ではありますが、利用者の状況に応じて適切な制度を案内するなど、必要な支援につなげております。 今後も、事業間の連携を含め、効果的な支援のあり方を検討してまいります。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）困難を抱えた人への支援	① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	R3-2	みんなの就労センターの支援	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されてるのか。	外国の方も対象です。R8.8月現在、17名の外国籍の方が会員登録し、内8名は当センターを通じて、就労を実施したことがあります。引き続き年齢や性別、国籍に関わらず就労支援を推進してまいります。	福祉推進課
（1）困難を抱えた人への支援	② 複合的な困難を抱えた人の生活支援	74	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	行政相談委員や人権擁護委員は区民相談室以外でも相談を行っているが、区民相談室においては相談件数も少なく区民に周知されていない面がある。 区民相談室以外での相談件数は膨大にあることを考えると、取組の在り方を考える必要がある。 現実に即したLINEやSNSを駆使した方法等で相談できると、相談の幅が広がる。 ただ、対面を重視するとハードルは高い。	【総務課】 区民相談室での行政相談については、他の相談事業と同様の区ホームページや区民相談室前の掲示による周知に加え、区広報誌やＦＭえどがわでも積極的にPRしております。対面・電話以外での相談方法については、個人情報の保護を前提に研究していきます。 【人権・男女共同参画推進センター】 人権相談について、区民相談室での相談を周知するとともに、様々な相談先や相談方法があることを周知してまいります。 なお、区の様々な相談等において、「来庁しない窓口」を目指し、オンライン相談サービス「みんなの窓口」等を利用した利便性の高い方法にて事業を実施しています。 今後とも、LINE等のSNSを含め、適切な相談手法等について研究・調整を進めてまいります。	総務課 人権・男女共同参画推進センター
（1）困難を抱えた人への支援	② 複合的な困難を抱えた人の生活支援	82	家庭廃棄物の戸別訪問収集	とても良い取組であり、サービスを受ける件数も徐々に増えている。 しかしながら、廃棄物を収集する者の負担も増加していることから、その対応も考慮すべきと思う。 支援に繋げるための周知は、清掃課のみで周知を図るのではなく、介護保険課や障害者福祉課の協力を得、各課の窓口での周知や、ケアマネジャーに制度の周知を依頼する、町内会などでの声掛けを行うことも、有効かと思う。	清掃課以外の周知では、福祉部所管の区ホームページの高齢者向け事業一覧への掲載や「熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」への記載等を行っています。 引き続き制度の周知を図っていきます。	清掃課
（1）困難を抱えた人への支援	② 複合的な困難を抱えた人の生活支援	83	住まいの改造助成	「令和８年度の方針」が「縮小・見直し」となっている。 助成金額が倍増しており、また、今後も増加していく見込であり、事業を持続可能なものとするという課題はよく理解できる。 しかし「課題」にあるように助成割合と対象の見直しによる対策となると、ここまで推進してきた取組が後退してしまうのではないか心配である。 費用を押さえつつ、必要な支援が届く、もしくは困難の発生を防止するような工夫や、その他のアプローチによって、事業縮小・見直しによる支援の後退を防ぐ必要があるのではないのかと思う。	【介護保険課】 今回の見直しにより、40歳から64歳（第2号被保険者）の方も、要介護認定又は要支援認定を受けていれば、助成の対象になります。また、多様なニーズに対応できるよう、新たに「流し及び洗面台の取替え」及び「ホームエレベーターの設置」を助成の対象としています。引き続き、介助を要する高齢者等が、暮らしやすい生活ができるよう、本事業を通じて快適な生活環境づくりを実現してまいります。 【障害者福祉課】 住まいの改造助成事業（障害）は、江戸川区が目指す「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」の実現に向けた取組の一環として、令和８年３月31日をもって終了しました。 ただし、住宅の改修などに対する支援がなくなるわけではなく、これまでと同様に、日常生活用具給付事業の「小規模改修」「中規模改修」「屋内用移動設備」を利用することができます。 今後も、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援を行ってまいります。	介護保険課、障害者福祉課
（1）困難を抱えた人への支援	② 複合的な困難を抱えた人の生活支援	－	－	ひとり親家庭の当事者複数人と話す機会があり、ひとり親についての支援はたくさんあるのに、それを適切に判断し利用できていない人が多いのではないかと実感した。 具体的には、給付金や家賃助成を組み合わせて資格を取得し、正社員として就職すれば経済的に安定し、結果として利用する助成や支援を減らせるのではないかと思われる場合でも、低賃金の不安定な仕事やパートを継続し、経済的にも精神的にも不安定な生活を続けている家庭が多いのではと思う。目先の生活に追い詰められ正しい情報の取得や適切な選択をできない家庭に、いかにアクセスしていくかの視点を事業に盛り込んでいただきたい。	ひとり親相談室すずらんでは、ひとり親家庭が抱える多様な課題に対しワンストップで相談に応じています。 《ICT活用》 開設当初から実施しているメルマガ配信に加え、LINE、HPのナビゲーションシステムを活用するなど、情報発信の充実・強化に取り組んでいます。 《区窓口》 区窓口を利用される方への直接的な周知にも力をいれています。具体的には、戸籍窓口でのリーフレット配付や、児童扶養手当の窓口からひとり親相談室すずらんへの案内を行っています。また、令和8年度には、区の関連部署を訪問し、すずらんの事業内容や支援メニューの説明を行うなど、庁内連携強化に努めています。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

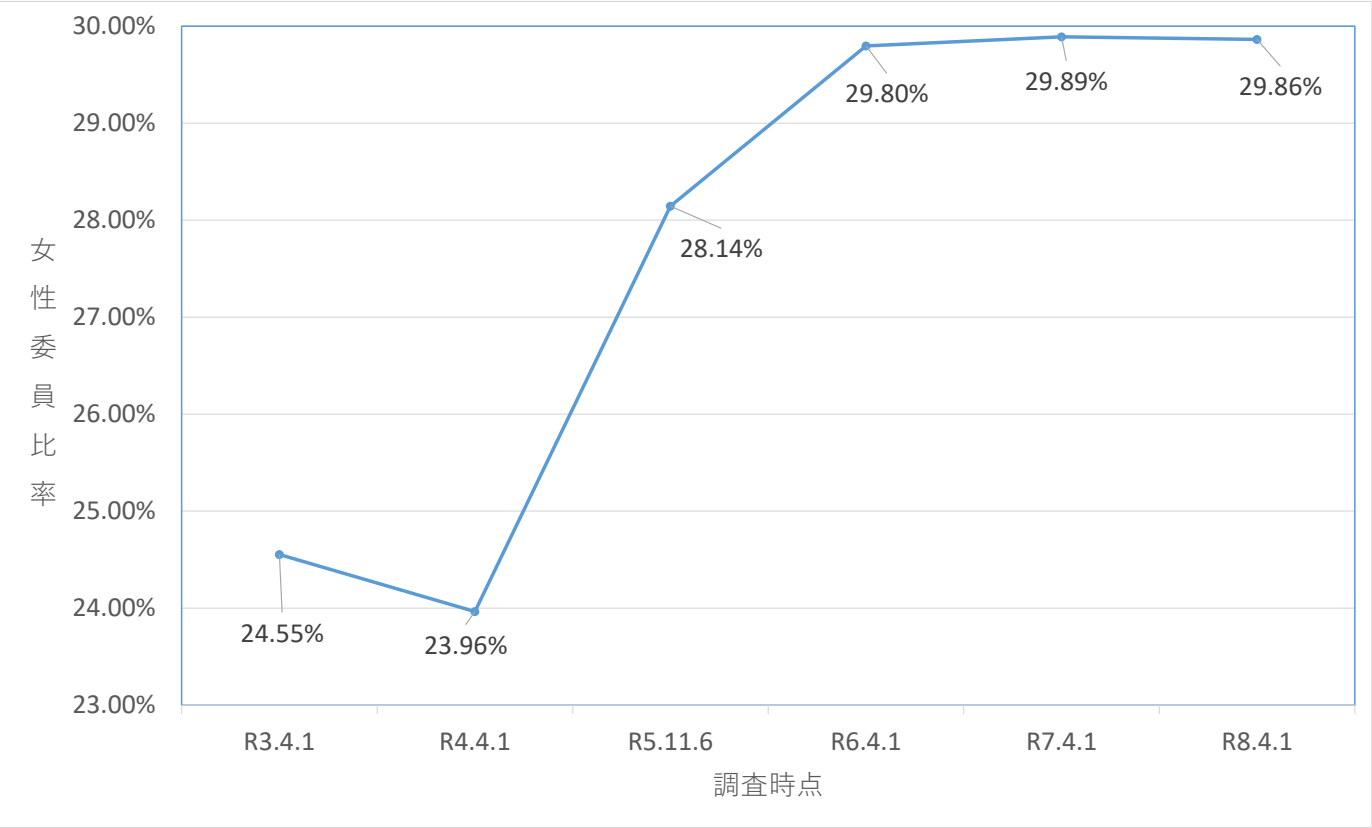
課題	方向性	事業No.	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（2）生涯を通じた健康支援	① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	87	健康相談	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されているのか。	健康サポートセンターでは、区民を対象に電話・面接等での健康相談を実施しています。外国の方には、状況によって、ポケトーク等の翻訳機、外国人相談窓口（３者間通訳）を活用をして行っておりますが、外国の方の利用者統計はとっておりません。	健康サービス課(健康サポートセンター)
（2）生涯を通じた健康支援	② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	101	各種健康事業の実施	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されているのか。	健康サポートセンターでは、区民を対象にミニウォーキング等の健康事業を実施していますが現在は日本語のみの対応となっています。 外国の方の利用者統計はとっておりません。	健康サービス課(健康サポートセンター)
（2）生涯を通じた健康支援	② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	103	がん検診等の実施と受診勧奨	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されているのか。	引き続き、高齢労働者を含め、区民にがん検診の必要性をご案内しがん検診を受診してもらえるよう取り組んでいきます。また、検診会場では翻訳アプリなどを活用し日本語が不自由な方にも多言語でご案内をしており、引き続き同様の対応をしてまいります。外国の方の受診状況については統計データがないため把握できておりません。	健康推進課
（2）生涯を通じた健康支援	② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	106	リズム運動	熟年者を対象としたいろいろな活動がある中、どうしても継続が必要なのか、疑問である。	リズム運動は、高齢者の健康保持や仲間づくりを促進するため発案された江戸川区独自の軽運動で、くすのきクラブを中心に45年以上にわたり親しまれています。いろいろな活動がある中で、長年にわたり支持されていることや健康保持にも効果があることが実証されていることもあり、今後も継続し、高齢者の生きがいを応援してまいります。	福祉推進課
（2）生涯を通じた健康支援	② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	106	リズム運動	経済的な要因で就労期間を長く希望される方が多くなっている。 高齢労働者に対する就労支援、健康支援について取り組んで欲しい。 また、現在のサポート・サービスは外国の方も受けられる内容なのか。受けられるのであれば、どの程度の方が利用されているのか。	リズム運動を行うことで健康支援を行っております。 外国人の方も、区内在住で60歳以上の方であれば、リズム運動に参加することは可能ですが、現状ほぼ参加はありません。	福祉推進課
（3）すべての暴力の根絶	① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	－	－	配偶者である妻が夫から受けるDVが多いが、夫が妻から受けるDVが増加している。 男性は、友人や職場の上司、親族への相談もできない等、女性以上に相談できないことが多い。 相談窓口や支援の在り方を考慮していく必要がある。	配偶者間のＤＶについては女性が被害者となるケースが多い一方で、男性が被害者となるケースもみられる。指摘意見も踏まえ、誰もが安心して相談できる環境づくりや相談窓口の周知、支援のあり方について引き続き検討していく。	人権・男女共同参画推進センター

一定のご評価をいただいた現行計画事業

事業No.	事業名称	内容	ご意見等内容（要旨）	回答部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	結果・報告から多くの成果があったと思われ引き続き取り組んでいただきたい。 ワークライフバランスは労働組合としても、労使で取組んでいる内容であり、江戸川区の成果、取組方法等を参考としていきたい。 連合江戸川の皆さん（江戸川区で働く労働組合員の皆さん）への発信で広く周知できる方法がないか考えていきたい。	人権・男女共同参画推進センター
6	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	結果・報告から多くの成果があったと思われ引き続き取り組んでいただきたい。 ワークライフバランスは労働組合としても、労使で取組んでいる内容であり、江戸川区の成果、取組方法等を参考としていきたい。	職員課
33	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	なごみの家について、想定数に向けた設置速度が適正かは不明だが、住民の認知度は高まっており、目に見える範囲で利用者が増えたように思える。	福祉推進課
34	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課事業者調整係が熟年相談室の業務効率化を具体的に示しており、ゆっくりではあるが前進している。熟年相談室の課題は、国の制度設計に影響を受けている部分も大きいため、解決は容易ではない。	介護保険課
44	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	これまでの啓発や教育の取組により、男女共同参画への理解が少しずつ広がっていることは評価できる。 一方で、子どもの頃から、一人ひとりの違いや多様性を認め、お互いを尊重する教育を進めることも重要である。 講座や研修については、オンライン配信やSNSなども活用し、若い世代を含め幅広い人に情報を届けてほしい。 また、PTAなど、身近な地域活動において、男女がともに参加しやすい環境づくりが必要と考える。 特に、女性が意見を出しやすく役員やリーダーとして活躍できる機会をさらに増やしてほしい。	保育課、教育指導課
47	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	内容は充実していてとても素晴らしいと思った。継続してほしい。	教育指導課
62	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	相談件数が多く、必要とされている取組であることが理解できる。 これだけの相談件数に対応すべく、相談場所・相談要員をどのように確保し支援を行っているのか教えていただきたい。	人権・男女共同参画推進センター
82	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	とても良い取組であり、サービスを受ける件数も徐々に増えている。 しかしながら、廃棄物を収集する者の負担も増加していることから、その対応も考慮すべきと思う。 支援に繋げるための周知は、清掃課のみで周知を図るのではなく、介護保険課や障害者福祉課の協力を得、各課の窓口での周知や、ケアマネジャーに制度の周知を依頼する、町内会などでの声掛けを行うことも、有効かと思う。	清掃課

第二回推進会議資料２改（修正）

区の附属機関等における女性の登用状況（経年）



調査時点	R3.4.1	R4.4.1	R5.11.6	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
委員総数	1,344	1,352	1,471	1,376	1,365	1,393
女性委員数	330	324	414	410	408	416
女性委員比率	24.55%	23.96%	28.14%	29.80%	29.89%	29.86%

※R3.4.1時点及びR4.4.1時点については、「附属機関の設置に関する条例」の施行に伴うR5年度の再調査時における調査値。
R5.11.6時点以降については、各年度における調査値。

※R4.4.1時点からR5.11.6時点への女性委員比率の大幅上昇は、「附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱」の施行(R5.1.1付)により全庁に女性委員比率の目標等が共有され、複数の会議体にて女性委員の大幅な増加があったことによる。

区の附属機関等における女性の登用状況（経年）

Ⅰ　議会

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
	現員数	増減	女性議員数	増減	割合	改善	現員数	女性議員数	割合	現員数	女性議員数	割合
議員	44	+0	16	+0	36.4%		44	16	36.4%	44	16	36.4%

Ⅱ　行政委員会（地方自治法第180条の5に定める委員会）

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
教育委員会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	+0	2	+0	50.0%		4	2	50.0%	4	0	0.0%
監査委員	4	+0	0	+0	0.0%		4	0	0.0%	4	0	0.0%
農業委員会	13	+0	1	+0	7.7%		13	1	7.7%	13	1	7.7%
合　　計	26	+0	5	+0	19.2%		26	5	19.2%	26	3	11.5%

Ⅲ　附属機関（地方自治法第202条の3に定める審議会）

	R8.4.1時点 全委員						R7.4.1時点			R6.4.1時点		
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区防災会議	86	−1	18	−3	20.9%	－	87	21	24.1%	87	21	24.1%
江戸川区民生委員推薦会	14	+0	6	+1	42.9%	○	14	5	35.7%	14	5	35.7%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	+0	5	+2	25.0%	○	20	3	15.0%	20	4	20.0%
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会	9	+0	0	+0	0.0%		9	0	0.0%	10	0	0.0%
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会	9	+1	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	0	0.0%
江戸川区建築審査会	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区青少年問題協議会	29	+0	6	−2	20.7%	－	29	8	27.6%	29	8	27.6%
江戸川区都市計画審議会	23	+0	2	+0	8.7%		23	2	8.7%	24	5	20.8%
江戸川区景観審議会	7	+0	3	+0	42.9%		7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	12	+0	8	+0	66.7%		12	8	66.7%	12	7	58.3%
江戸川区財産価格審議会	12	+0	2	−3	16.7%	－	12	5	41.7%	12	3	25.0%
江戸川区建築紛争調停委員会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区文化財保護審議会	12	+0	4	+0	33.3%		12	4	33.3%	11	3	27.3%
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区行政不服審査会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区感染症の診査に関する協議会	5	+0	0	+0	0.0%		5	0	0.0%	9	0	0.0%
江戸川区廃棄物減量等推進審議会	15	+0	4	−1	26.7%	－	15	5	33.3%	15	5	33.3%
江戸川区介護認定審査会	144	+0	39	+3	27.1%	○	144	36	25.0%	144	35	24.3%
江戸川区障害認定審査会	30	+0	13	+1	43.3%	○	30	12	40.0%	30	11	36.7%
江戸川区国民保護協議会	86	−1	18	−3	20.9%	－	87	21	24.1%	87	21	24.1%
江戸川区公契約審査会（旧公共調達審査会）	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区公契約監視委員会（旧公共調達監視委員会）	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区労働報酬等審議会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区児童福祉審議会	16	+0	5	−1	31.3%	－	16	6	37.5%	16	5	31.3%
江戸川区子ども・子育て応援会議	28	+0	12	+0	42.9%		28	12	42.9%	27	12	44.4%
江戸川区子どもの権利擁護委員	6	−1	4	−1	66.7%	－	7	5	71.4%	5	4	80.0%
江戸川区特別職報酬等審議会												
江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会												
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理審議会（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）	10	―	2	―	20.0%							
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会												
江戸川区新庁舎建設アドバイザリー会議	6	−1	2	−1	33.3%	－	7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区表彰審査会	24	+0	7	−1	29.2%	－	24	8	33.3%	25	8	32.0%
諏訪善行賞表彰審査委員会												
江戸川区区民栄誉賞表彰審査会												
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	4	―	0	―	0.0%		4	0	0.0%			
公益通報委員会	5	+0	1	−1	20.0%	－	5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区文化振興審議会	9	+0	2	−2	22.2%	－	9	4	44.4%	9	5	55.6%
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会							44	3	6.8%	45	4	8.9%
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会							10	3	30.0%	11	2	18.2%
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会							4	2	50.0%	4	1	25.0%
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会							6	2	33.3%	6	1	16.7%
江戸川区産業賞表彰選考委員会												

江戸川区福祉サービス苦情解決委員会	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	25	−1	8	+1	32.0%	○	26	7	26.9%			
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	8	+0	4	+0	50.0%		8	4	50.0%	8	3	37.5%
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	12	+0	4	+0	33.3%		12	4	33.3%	12	4	33.3%
江戸川区老人ホーム入所判定委員会	9	+5	4	+3	44.4%	○	4	1	25.0%	4	1	25.0%
【令和7年6月30日廃止】江戸川区地域自立支援協議会										26	12	46.2%
江戸川区予防接種健康被害調査委員会	7	+0	1	+0	14.3%		7	1	14.3%	9	1	11.1%
江戸川区小児慢性特定疾病審査会	6	+0	2	+0	33.3%		6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区大気汚染障害者認定審査会	5	+0	0	+0	0.0%		5	0	0.0%	5	0	0.0%
江戸川区公害健康被害認定審査会	8	+0	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	0	0.0%
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会	6	+0	0	+0	0.0%		6	0	0.0%	6	0	0.0%
江戸川区学校保健委員会	24	+0	10	+0	41.7%		24	10	41.7%	24	10	41.7%
江戸川区就学支援委員会	117	+1	50	−2	42.7%	▬	116	52	44.8%	126	55	43.7%
江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	5	―	0	―	0.0%		5	0	0.0%			
江戸川区地域エネルギー事業評価委員会												
江戸川区災害弔慰金等支給審査会												
江戸川区障害福祉計画等策定委員会	19	―	11	―	57.9%							
江戸川区障害者差別解消支援地域協議会	19	―	11	―	57.9%							
江戸川区いじめ問題再調査委員会												
江戸川区いじめ問題対策委員会	5	―	1	―	20.0%							
江戸川区公共施設整備検討委員会	6	―	1	―	16.7%							
江戸川区生活環境保全審議会												
江戸川区給付型奨学金選考委員会												
合　　計	941	−3	278	+6	29.5%	○	944	272	28.8%	952	274	28.8%

※「江戸川区附属機関の設置に関する条例」に基づく附属機関は、名称部分を着色している。

Ⅳ　設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等　　R8.4.1時点　　R7.4.1時点　　R6.4.1時点

	全委員											
名　　称	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区健全財政推進区民懇話会（旧健全財政推進区民懇話会）	5	−1	2	+0	40.0%	○	6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区外部評価委員会	5	−1	2	+0	40.0%	○	6	2	33.3%	6	2	33.3%
江戸川区学校給食等業務の民間委託業者選定委員会	8	+0	2	−1	25.0%	▬	8	3	37.5%	10	5	50.0%
江戸川区自殺防止連絡協議会	30	+0	8	+0	26.7%		30	8	26.7%	30	8	26.7%
江戸川区自殺対策戦略会議	20	+0	4	−1	20.0%	▬	20	5	25.0%	20	5	25.0%
江戸川区健康づくり推進協議会	20	−2	8	−1	40.0%	▬	22	9	40.9%	21	7	33.3%
エコタウンえどがわ推進本部	25	+0	7	+0	28.0%		25	7	28.0%	25	7	28.0%
江戸川区明るい選挙推進委員連絡会	146	+3	46	+2	31.5%	○	143	44	30.8%	146	46	31.5%
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理評価員	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理評価員	3	−	1	−	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区消防団運営委員会	18	+0	5	+0	27.8%		18	5	27.8%	18	5	27.8%
スポーツ推進委員	51	−3	22	+0	43.1%	○	54	22	40.7%	53	21	39.6%
江戸川区青少年委員	57	+0	21	−1	36.8%	▬	57	22	38.6%	57	23	40.4%
江戸川区交通安全連絡協議会	32		3		9.4%							
東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理（篠崎町七丁目14番、15番、16番、17番、18番及び19番の一部）評価員	3		1		33.3%							
合　　計	426	+31	133	+2	31.2%	▬	395	131	33.2%	398	133	33.4%

審議会等合計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）　　R8.4.1時点　　R7.4.1時点　　R6.4.1時点

合　　計	1,393	+28	416	+8	29.9%	▬	1,365	408	29.9%	1,376	410	29.8%

資料３

23区の附属機関等における女性の登用状況（令和８年度）

令和8年4月1日現在

区市町村	行政委員会（地方自治法第180条の5に定める委員会）					附属機関（地方自治法第202条の3に定める審議会）					その他審議会等					総計				
	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（%）	審議会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（%）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（%）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員総数	女性委員数	割合（%）
千代田区	3	2	12	5	41.7%	31	30	422	111	26.3%	49	45	750	235	31.3%	83	77	1,184	351	29.6%
中央区	3	3	11	4	36.4%	24	23	470	149	31.7%	39	36	665	200	30.1%	66	62	1,146	353	30.8%
港区	3	3	13	3	23.1%	41	37	840	283	33.7%	43	43	704	298	42.3%	87	83	1,557	584	37.5%
新宿区	3	3	13	6	46.2%	42	40	700	237	33.9%	47	43	990	390	39.4%	92	86	1,703	633	37.2%
文京区	3	3	12	6	50.0%	30	30	508	168	33.1%	39	38	780	313	40.1%	72	71	1,300	487	37.5%
台東区	3	1	12	2	16.7%	35	34	673	178	26.4%	48	44	697	180	25.8%	86	79	1,382	360	26.0%
墨田区	3	2	12	2	16.7%	54	51	963	289	30.0%	4	3	23	6	26.1%	61	56	998	297	29.8%
江東区	3	3	13	5	38.5%	31	31	667	172	25.8%	32	30	693	255	36.8%	66	64	1,373	432	31.5%
品川区	3	2	13	4	30.8%	37	34	602	169	28.1%	26	26	652	301	46.2%	66	62	1,267	474	37.4%
目黒区	3	3	13	6	46.2%	51	49	697	287	41.2%	14	14	239	104	43.5%	68	66	949	397	41.8%
大田区	3	2	13	3	23.1%	67	53	1,143	280	24.5%	39	36	1,675	587	35.0%	109	91	2,831	870	30.7%
世田谷区	4	4	34	5	14.7%	45	42	882	301	34.1%	47	47	672	246	36.6%	96	93	1,588	552	34.8%
渋谷区	4	4	25	12	48.0%	35	30	539	197	36.5%	15	13	626	254	40.6%	54	47	1,190	463	38.9%
中野区	3	2	13	4	30.8%	36	30	412	124	30.1%	45	44	1,151	576	50.0%	84	76	1,576	704	44.7%
杉並区	4	4	25	7	28.0%	48	44	745	298	40.0%	45	39	1,434	562	39.2%	97	87	2,204	867	39.3%
豊島区	3	3	14	5	35.7%	49	48	756	248	32.8%	23	22	654	322	49.2%	75	73	1,424	575	40.4%
北区	3	1	14	2	14.3%	37	31	623	170	27.3%	52	41	1,253	363	29.0%	92	73	1,890	535	28.3%
荒川区	3	3	12	4	33.3%	27	25	411	97	23.6%	30	28	488	147	30.1%	60	56	911	248	27.2%
板橋区	4	4	25	4	16.0%	37	37	659	203	30.8%	47	42	1,912	637	33.3%	88	83	2,596	844	32.5%
練馬区	4	3	29	5	17.2%	31	29	621	194	31.2%	36	34	376	149	39.6%	71	66	1,026	348	33.9%
足立区	4	2	22	2	9.1%	62	59	953	328	34.4%	30	30	995	342	34.4%	96	91	1,970	672	34.1%
葛飾区	4	3	26	4	15.4%	37	36	705	216	30.6%	18	17	335	102	30.4%	59	56	1,066	322	30.2%
江戸川区	4	3	26	5	19.2%	50	40	941	278	29.5%	15	15	426	133	31.2%	69	58	1,393	416	29.9%

次期計画へのご意見・ご回答

資料4

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
全般	全般	－	－	－	次期計画の重点目標１の「課題」について、各取組の重要性を鑑み、 （１）男女共同参画による地域の活性化 （２）性の平等と性の多様性への理解促進 （３）生涯を通じた健康支援 の順が適切ではないか。検討されたい。	本計画は、条例に定める基本理念を実現するために制定しています。 理念を実現するための区民等の責務としても「性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深めること」を冒頭に定めています。 よって、性の平等と性の多様性への理解促進を（１）に掲げたものでございます。	人権・男女共同参画推進センター
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進	2	－	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	性別だけでなく、個性や価値観、性的指向・性自認などの多様性を尊重する意識をさらに広げる必要がある。 一人ひとりの違いを認め合い、誰もが尊重される社会の実現に向けて継続した取組を進めてほしい。	多様性を尊重し、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現は重要であると認識しております。今後も理解促進や意識啓発に継続して取り組み、誰もが尊重される地域社会の実現に努めてまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進	8	－	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	年齢や性別、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりの個性や価値観を尊重する意識を、地域全体にさらに広げていくことが必要である。 特に、子どもの頃から人権や多様性について学び、お互いの違いを認め合う教育を充実させることが重要だと考える。	江戸川区の保育園には外国籍のお子さんも支援を要するお子さんも医療的ケアを必要とするお子さんも多く在籍しています。引き続き一人ひとりの違いや多様性を大切に、SDGｓの取り組みの一つとして意識して取り組んでまいります。 また、自分の身体のことを知り、相手のことも大切にできる学びにつながるよう、引き続き健康教育（包括的性教育）を保育課の保健師が区立保育園の５歳児と職員、保護者向けに研修を行い学びを深めてまいります。	保育課
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	12	【新】	性の多様性に関する区職員向け研修等の実施	様々な区民に対応しなければならない区職員については、必須ではあるが、新しい問題であり、難しいことと思う。 フィードバックを行いながら、進めていただければと思う。	性の多様性に関する理解促進は、様々な区民に対応する区職員にとって重要であると認識しております。今後も研修等を通じて職員の理解を深めるとともに、研修内容や取組の効果を検証しながら、より適切な対応ができるよう継続して取り組んでまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	17	－	性に関する指導	学校における性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性感を児童・生徒に身につけさせていくことは極めて重要であると考える。	・性に関する指導は、現在、学習指導要領に則り、小学校の保健の授業、中学校の保健体育の授業を中心に、道徳等も活用しながら学びを深めていきます。 ・子どもたち一人一人を尊重する観点を踏まえた、包括的な教育を推進していきます。	教育指導課
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	17	－	性に関する指導	《事業No.28【新】「プレコンセプションケア支援事業」（健康サービス課）関連》 プレコンは、思春期から性成熟期のすべての者が対象となっている。 まずは、「プレコンとは何か」を理解をしてもらう必要がある。 小学校高学年から高校まで、全ての学校において、講話を行ってほしい。理解し意識付けすることにより、相談支援等ができると思う。	・学習指導要領に則り、小学校の保健の授業、中学校の保健体育の授業を中心に学びを深めていきます。 ・教員に加え、外部講師等の講話も必要に応じて活用しながら学びを深めていきます。	教育指導課
（１）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	17	－	性に関する指導	人権教育を通じた多様な性への理解促進は、これからの人権尊重教育推進にも大きな影響を与えるものと考える。 学校における取組は、児童・生徒に対し、偏見や差別の解消に直接的に繋がる成果が期待できると思われるのでしっかりとした推進を期待する。	・学習指導要領に則り、小学校の保健の授業、中学校の保健体育の授業を中心に学びを深めていきます。 ・東京都教育委員会が示す17の人権課題に関する学びを進め、偏見や差別の解消を目指した取組を進めていきます。	教育指導課
（２）男女共同参画による地域の活性化	① 政策・方針決定過程における女性参画の推進	18	－	区職員の人事配置における配慮	女性リーダー発掘を目的とするロスター制度を作成してはどうか。 方法はいろいろあると思うが、検討してもよいと思う。	ご提案いただきましたロスター制度も含めて、より女性リーダーを発掘する施策を引き続き検討してまいります。	職員課
（２）男女共同参画による地域の活性化	② 地域活動における男女共同参画の推進	24	－	町会・自治会活動	既存の取り組みでは町自治会への加入に対してデメリットと感じる人が増えている。具体策は各自治会が考えを示すのであろうが、区として掲げる以上は、より具体的な内容を盛り込むべきだと感じている。	令和7年度より、LINEアカウントを活用した「デジタル活用事業助成金」事業を試験的に開始しました。LINEアカウントを活用した情報発信の強化を目的としており、LINEアカウントを活用することで、紙での回覧紙からデジタルでの回覧へ移行することが可能となり、町会の負担軽減も期待されます。	地域振興課

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（2）男女共同参画による地域の活性化	② 地域活動における男女共同参画の推進	－	－	－	性別だけでなく、年齢や障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や価値観、性的指向・性自認などの多様性を尊重する意識を、さらに地域全体に広げていくことが必要である。 また、地域活動や町会、PTAなどにおいても、性別による役割分担や固定観念をなくしていくことが必要である。 行政だけでなく、地域や学校、家庭、企業などが一緒になって取り組むことが大切だと思う。 誰もが気軽に意見を出し、さまざまな立場の人が地域づくりに参加できる環境の整備を期待する。 一人ひとりの違いを認め合い、誰もが尊重される江戸川区の実現に向けて、継続した取組を進めてほしい。	区は「ともに生きる。江戸川区」を掲げ、共生社会つくりを進めております。在住外国人の相談窓口として令和6年に多文化共生センターを開設。高齢者や障害のある方、子育て世代を対象とした窓口に加え、区では他区に先駆けて児童相談所を開設してまいりました。これからも地域の方と協力し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。	地域振興課
（2）男女共同参画による地域の活性化	③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	25	－	地域防災計画の改定・運用	待ったなしの問題であり、各所に声掛けをして、進めていただきたい。	毎年、関係各所に確認し地域防災計画の改定を進めています。今後も関係各所と連携し、必要な改定手続き、運用を行っていきます。	防災危機管理課
（2）男女共同参画による地域の活性化	③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	25	－	地域防災計画の改定・運用	とても良い取組である。 災害時の避難所において、女性に対する性的暴行が問題になっている。 そのような犯罪が起こらないような監視や住み分け、パトロールなど、女性の視点を計画に取り入れてほしい。	配慮を要する方々の安全性の確保は重要な課題です。 昨年度の女性ミーティングでは「避難所開設・運営マニュアル」の内容を中心に議論を行いました。その中では、女性や子どもたちの安全を守るには、女性や子どもに注意喚起を促すだけでは不十分で、様々な性別や年齢の皆さんが避難所運営に参画することが重要である、との話がありました。 「避難所開設・運営マニュアル」の「避難所運営協議会」について記載している箇所には、「組織の代表者（運営部長や各活動班の班長・副班長、組長など）の選出には、意見や考え方が偏らないよう男女の比率を考慮し行うことが望ましい」と記載しています。 今後とも、えどがわ防災女性ミーティングをはじめ、様々な機会を捉え、多様な意見を反映しながら地域防災計画改定に取り組みます。	防災危機管理課
（2）男女共同参画による地域の活性化	③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	26	－	地域防災訓練・避難所運営訓練	待ったなしの問題であり、各所に声掛けをして、進めていただきたい。	多様な方に配慮した避難所となるよう、避難所運営協議会での話し合い、訓練、啓発等を引き続き進めていきます。	地域防犯防災課
（2）男女共同参画による地域の活性化	③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	26	－	地域防災訓練・避難所運営訓練	とても良い取組である。 災害時の避難所において、女性に対する性的暴行が問題になっている。 そのような犯罪が起こらないような監視や住み分け、パトロールなど、女性の視点を計画に取り入れてほしい。	多様な方に配慮した避難所となるよう、避難所運営協議会での話し合い、訓練、啓発等を引き続き進めていきます。	地域防犯防災課
（3）生涯を通じた健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発	28	【新】	プレコンセプションケア支援事業（プレコン相談）	プレコンは、思春期から性成熟期のすべての者が対象となっている。 まずは、「プレコンとは何か」を理解をしてもらう必要がある。 小学校高学年から高校まで、全ての学校において、講話を行ってほしい。理解し意識付けすることにより、相談支援等ができると思う。	プレコンは、思春期から性成熟期のすべての者が対象となっているにも関わらず、若い世代の認知度が低いため区ホームページを起点に国や都と連携して普及啓発に取り組んでまいります。 小学校高学年から高校まで、全ての学校における講話の実施については都及び区教育委員会と協議を重ねてまいります。	健康サービス課（健康サポートセンター）
（3）生涯を通じた健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発	－	－	－	前年度までは取組の中の用語であった「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が、一つの「事業の方向性」として掲げられたことを嬉しく思う。 この概念の普及・啓発および区民の心身の健康向上につながることを期待する。	【人権・男女共同参画推進センター】 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発は重要であると認識しております。 区民一人ひとりが自らの健康や生き方について主体的に考え、選択できるよう、引き続き意識啓発に取り組んでまいります。 【健康サービス課（健康サポートセンター）、保健予防課】 人権・男女共同参画推進センターと連携し、普及・啓発に努めてまいります。	人権・男女共同参画推進センター、健康サービス課（健康サポートセンター）、保健予防課

重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	34	【新】	高齢者の外出促進・生きがいづくり	自力で通える方は、介護保険の送迎付きデイサービスなどを利用するのではなく、運動の場をもっと増やし、外出や運動の回数も維持されると、介護保険給付の抑制にも適正に繋がると考える。 その取り組みの1つとして、リズム運動は人気と満足度が高い。	自宅の近くで活動できることが、くすのきクラブの魅力であり、その活動の一つである「リズ運動」は多くの方に親しまれています。 今後は、自力で通える運動の場について検討してまいります。	福祉推進課
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	35	－	リズム運動	熟年者を対象としたいろいろな活動がある中、どうしても継続が必要なのか、疑問である。	リズム運動は、高齢者の健康保持や仲間づくりを促進するため発案された江戸川区独自の軽運動で、くすのきクラブを中心に45年以上にわたり親しまれています。いろいろな活動がある中で、長年にわたり支持されていることや健康保持にも効果があることが実証されていることもあり、今後も継続し、高齢者の生きがいを応援してまいります。	福祉推進課
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	35	－	リズム運動	自力で通える方は、介護保険の送迎付きデイサービスなどを利用するのではなく、運動の場をもっと増やし、外出や運動の回数も維持されると、介護保険給付の抑制にも適正に繋がると考える。 その取り組みの1つとして、リズム運動は人気と満足度が高い。	自宅の近くで活動できることが、くすのきクラブの魅力であり、その活動の一つである「リズム運動」は多くの方に親しまれています。 また、リズム運動以外にも自力で通える会場へ指導員を派遣する「にこにこ運動」も実施しています。	福祉推進課
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	38	【新】	産婦健康診査	産後のケアの大切さを理解していない配偶者も依然として存在する。助産師による家庭訪問などは、状況により配偶者を同席させ、理解を求める必要がある。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き医療機関・助産所と連携し産婦の健康を支援するとともに、状況に応じて配偶者に対して産後ケアの大切さについて周知してまいります。	健康サービス課（健康サポートセンター）
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	39	－	産後ケア	産後のケアの大切さを理解していない配偶者も依然として存在する。助産師による家庭訪問などは、状況により配偶者を同席させ、理解を求める必要がある。	いただいたご意見を踏まえ、医療機関・助産所と連携し産婦の育児不安等の解消を支援するとともに、状況に応じて配偶者に対して産後ケアの大切さについて周知してまいります。	健康サービス課（健康サポートセンター）
（3）生涯を通じた健康支援	② ライフステージに応じた健康づくりの推進	43	－	妊産婦訪問指導	《事業No.39「産後ケア」関連》 産後のケアの大切さを理解していない配偶者も依然として存在する。助産師による家庭訪問などは、状況により配偶者を同席させ、理解を求める必要がある。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き妊産婦訪問の機会をとらえ産後ケアの大切さについて周知してまいります。	健康サービス課（健康サポートセンター）

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）就業における男女共同参画の推進	全般	－	－	－	女性活躍を望んでも、背景にある国等の制度が阻害要因となっている感覚が否めない。 ワーク・ライフ・バランス以前の問題として、家庭人として働くことが思うようにできない現実がある。 国の制度の改革は難しいが、少しでも働きやすい状況を作り出す方策が望まれる。	【職員課】 仕事と家庭の両立を取り巻く環境には様々な課題があるものと認識しております。いただいたご意見を参考としながら、引き続き誰もが働きやすく、能力を発揮できる環境づくりに向けた取組を進めてまいります。 【人権・男女共同参画推進センター】 ワーク・ライフ・バランスや就労等に関する国の法制等に注視しながら、ワーク・ライフ・バランス推進講座等を実施してまいります。	職員課、人権・男女共同参画推進センター
（1）就業における男女共同参画の推進	① 職場における男女共同参画の推進	53	－	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	働き方や生活スタイルが多様化する中で、性別にかかわらず、それぞれの希望に応じた働き方や活躍ができる環境づくりが必要である。 また、男性も家事や育児、介護、地域活動に積極的に参加できる意識づくりを進めることが大切だと考える。 長時間労働など、これまでの働き方や固定的な役割分担についても、少しずつ見直していく必要がある。 仕事と生活のどちらかを犠牲にするのではなく、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる地域づくりを期待する。	家事や育児に関する夫婦間の役割分担について、妻の役割であるとする認識が根強く残っている状態です。 今後も、男女間の役割分担に関する意識についての講座や、家事等に関するワーク・ライフ・バランス推進講座等を実施してまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進	54	－	女性の再就職支援セミナー	企業の求人が旺盛なため、就労の啓蒙活動を継続すれば実績につながると考えられる。パソコンの基礎や簿記の基礎講座があればさらに効果的である。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進	55	－	就職面接会・就労支援セミナー	企業の求人が旺盛なため、就労の啓蒙活動を継続すれば実績につながると考えられる。パソコンの基礎や簿記の基礎講座があればさらに効果的である。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進	56	－	ほっとワークえどがわ	企業の求人が旺盛なため、就労の啓蒙活動を継続すれば実績につながると考えられる。パソコンの基礎や簿記の基礎講座があればさらに効果的である。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進	57	－	ヤングほっとワークえどがわ	・企業の求人が旺盛なため、就労の啓蒙活動を継続すれば実績につながると考えられる。パソコンの基礎や簿記の基礎講座があればさらに効果的である。 ・若年層から全年齢への対象拡大は有益であり、名称も拡大に合わせて変更すべきである。	就労相談・カウンセリングと合わせて、就労に役立つ初心者向けパソコン教室（Word・Excel）を実施しています。名称変更は今後の検討事項と考えております。	地域振興課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	60	－	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	働き方や生活スタイルが多様化する中で、性別にかかわらず、それぞれの希望に応じた働き方や活躍ができる環境づくりが必要である。 また、男性も家事や育児、介護、地域活動に積極的に参加できる意識づくりを進めることが大切だと考える。 長時間労働など、これまでの働き方や固定的な役割分担についても、少しずつ見直していく必要がある。 仕事と生活のどちらかを犠牲にするのではなく、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる地域づくりを期待する。	職員一人ひとりが、仕事の内容や自分の生活の状況に合わせて、働く時間や場所をある程度自分で選びながら働くことができる時差出勤やテレワークを導入しております。今後も引き続きワークライフバランスが推進できるように研究してまいります。	職員課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	63	【新】	労働環境整備助成金	採用、離職防止のためにも労働環境整備は必要であり、労働環境整備助成金は、非常にありがたい。	ご意見ありがとうございます。引き続き助成金の運用に努めてまいります。	経営支援課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	64	－	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	働き方や生活スタイルが多様化する中で、性別にかかわらず、それぞれの希望に応じた働き方や活躍ができる環境づくりが必要である。 長時間労働など、これまでの働き方や固定的な役割分担についても、少しずつ見直していく必要がある。 仕事と生活のどちらかを犠牲にするのではなく、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる地域づくりを期待する。	多様な働き方や、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者に対しては、経営環境を側面から支援する施策を多角的に推進してまいります。	経営支援課

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	65	－	長期育児休業支援制度	令和７年度の取組（事業No.17）についての「事業の成果及び結果分析」で、伸び悩んでいるとあるので、どのような制度であればニーズに応えられるのかを検討されたい。	おっしゃる通り、昨今の人手不足や人材確保が困難な中、推進に向けた課題があると認識しております。企業や取得者のニーズ・状況などを分析し、検討してまいりたいと考えています。	子育て支援課
（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	65	－	長期育児休業支援制度	長期育児休業支援制度の需要は不明。休業期間が長すぎると復職への意欲が落ちる可能性があるのではないかと考える。	おっしゃる通り、昨今の人手不足や人材確保が困難な中、推進に向けた課題があると認識しております。企業や取得者のニーズ・状況などを分析し、検討してまいりたいと考えています。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	70	－	病児・病後児保育事業	ケースにもよるが、「内容」に書かれたような子であれば、家庭で療養することがベストと思う。事業No.69「一時保育（私立保育園・ベビーシッター利用支援）」のベビーシッター利用支援を勧める方が良いのではないか。	おっしゃる通り、体調不良時のお子様の負担を考えると一番慣れた自宅・環境で保育することは望ましいと思います。一方で、クリニック等の医療施設での保育は、複数体制での保育や医師の常駐等により、体調変化等に応じたきめ細かい支援への対応が可能と考えています。 保護者や子どもの状況に合わせて選択ができるよう両制度を推進し、より良い子育て環境となるよう努めてまいります。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	70	－	病児・病後児保育事業	親が感染症にかかると、子どもが元気でも保育所に預けられなかったり、保育所までの送迎すら困難となったりすることが大きな問題である。 頼れる身内がいない場合は、おそらく区の事業等を利用することになると思うが、事前の登録や準備がなくとも利用できるものか否か、また、そのことが子育て世帯に正しく伝わっているのか疑問に思った。 事業内容の検討の視点に加えていただきたい。	子育て家庭の孤立化が進んでいる中、区としても様々な支援策を講じております。様々な支援がある一方で、それぞれの事業の内容や要件などが混同され、わかりづらいという声もいただいております。 区としても、子育て家庭への情報発信を課題として捉えていますので、対象家庭に正しい情報を伝えられるよう取り組みを進めていきたいと思っております。	子育て支援課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	74	－	保育ママ	地域差や従事してくれる方の人数を鑑み、保育ママの制度をいつまで継続できるのか検討しているのか。	保育ママの配置状況や地域ごとの保育需要を踏まえ、需要と供給のバランスを見ながら事業を維持してまいります。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	75	－	緊急一時保育（区立保育園）	どの程度の実績があるのか。それほどの実績がなく、「緊急一時」なら、児童相談所に関わってもらうこともできるのではないか。	緊急一時保育事業は、保護者の入院（出産や手術）のために日中家庭での保育ができない場合に通いで区立保育園にて一定期間お預かりする事業です。この事業については、区立保育園にて行うことになっていますので、保育課にて実施しています。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	75	－	緊急一時保育（区立保育園）	親が感染症にかかると、子どもが元気でも保育所に預けられなかったり、保育所までの送迎すら困難となったりすることが大きな問題である。 頼れる身内がいない場合は、おそらく区の事業等を利用することになると思うが、事前の登録や準備がなくとも利用できるものか否か、また、そのことが子育て世帯に正しく伝わっているのか疑問に思った。 事業内容の検討の視点に加えていただきたい。	緊急一時保育は、保護者の入院（出産や手術）のために家庭での保育ができない場合に区立保育園にて一定期間お預かりする事業です。保育園でのお子さんの受入れとなるため、事前の申し込み・状態確認や面接等の手順を経て入所を決定しております。区ホームページや認可保育施設入園のご案内等に掲載し広報をしておりますが、引き続き周知に努めてまいります。	保育課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	76	－	子どもショートステイ	親が感染症にかかると、子どもが元気でも保育所に預けられなかったり、保育所までの送迎すら困難となったりすることが大きな問題である。 頼れる身内がいない場合は、おそらく区の事業等を利用することになると思うが、事前の登録や準備がなくとも利用できるものか否か、また、そのことが子育て世帯に正しく伝わっているのか疑問に思った。 事業内容の検討の視点に加えていただきたい。	子どもショートステイ事業に関しましては、利用にあたって事前の登録が必要になります。区としても、子育て家庭への情報発信を課題として捉えております。対象家庭に正しい情報を伝えられるよう、引き続き取り組みます。	相談課（こども家庭センター）
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	79	－	ハローベビー教室	まず、配偶者に命の誕生は奇跡ということを理解してもらう必要がある。 つわり、出産の痛み、産後の体調、これらは個人差があることを認識し理解してもらうことが大切。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、ハローベビー教室にて命の誕生や妊娠中・産前産後の体調の変化と個人差、親になる心構え等について周知してまいります。	健康サービス課（健康サポートセンター）

重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進	84	－	ショートサポート保育（区立幼稚園）	区立幼稚園は一園のみと認識しているが、実績の単位は何か。	利用回数の実績になるため、単位は回になります。	学務課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進	87	－	熟年相談室の運営	令和７年度の取組（事業No.34）についての「課題」で、「業務負担が大きい」とあったので、その調整をしていただきたい。	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、引き続き業務の整理、簡素化を行っていきます。	介護保険課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進	89	－	介護者等を対象とした支援	介護者は、孤独になるのでそれらの人をフォローする事業は、続けて頂きたい。	認知症及びその家族の方が孤独とならないよう、その方を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成について、引き続き継続してまいります。	介護保険課
（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援	② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進	90	－	介護者交流教室	介護者は、孤独になるのでそれらの人をフォローする事業は、続けて頂きたい。	介護者交流会について、引き続き継続してまいります。	介護保険課

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）就業における男女共同参画の推進	全般	－	－	－	これだけ災害が多発している現在、重点目標３の中に防災の項目を入れたほうがよいと考える。	ご意見のとおり、近年は風水害等の深刻な自然災害が多発しており、十分な防災体制の構築が急務になっていると言える状況かと思います。 区においては、江戸川区地域防災計画等を策定しており、毎年見直しを行う等して、災害に備えているところです。 地域防災計画及び避難所運営マニュアルにおいては、女性や性的マイノリティへの配慮の必要性について記載があり、困難を抱えた女性やDV被害者といった避難者等への具体的な支援については、それぞれの状況に応じて対応することとしています。 ご意見は、災害という「困難」に直面した人への支援等として、重点目標３に防災に関する課題や方向性の記載が必要ではとのお考えかと思います。 次期計画における重点目標３「誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち」は、「配偶者暴力防止基本計画」及び「困難女性支援計画」が包含されており、条例にいう、「性別等に起因する困難」についての取組等を掲載しているところです。そのため、災害という、万人が負い得る困難に関する取組は、やや性質が異なると考えています。 以上より、次期計画において、防災につきましては、重点目標１・課題（２）・方向性③に「男女共同参画の視点による地域防災力の向上」として掲載しています。	防災危機管理課、人権・男女共同参画推進センター
（1）すべての暴力の根絶	全般	－	－	－	訪問福祉（訪問看護ステーションの看護師・ケアマネジャー・ヘルパー等）が、訪問先でハラスメントを受けている。 例えば、１時間近く正座させて説教をする、契約以外の業務を無理強いする、体を触るなど様々である。 区として、相談・支援などの対応は実施しているのか。	【介護保険課】 ・利用者等からのハラスメントについては、東京都の介護職員向け専門相談窓口「東京都介護・障害福祉サービス等職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口」をご案内をしております。また、介護業界に限らず、全ての事業者はカスタマーハラスメントの対応が義務化されており、それに関して事業者への周知を複数回実施しているところです。 ・契約以外の業務、いわゆるシャドウワークについては、介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」に区内ケアマネ協会と連名で啓発記事を掲載し、区民への周知・理解を図っております。 【障害者福祉課】 指定権者である東京都において、「東京都介護・障害福祉サービス等職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口」が設置されています。	介護保険課、障害者福祉課
（1）すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の強化	92	－	暴力・ハラスメント防止の啓発	長い期間DVを受けていると、洗脳され、被害者という意識がなくなってしまう。 「被害者なのだ」と気づかせることへの取組が必要と思う。	DV被害者の中には、自身が被害を受けていると認識しにくい状況に置かれている方もいることから、被害への気づきを促す啓発や相談窓口の周知は重要であると認識しております。今後も、支援を必要とする方が一人で悩みを抱え込まず、適切な相談や支援につながるよう、普及啓発に取り組んでまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の強化	92	－	暴力・ハラスメント防止の啓発	配偶者暴力やデートDV等のような、体力的にも弱い立場に対する差別的な対応は是正していかなければならないもので、性の平等を考える上でも重要な課題と言える。 暴力やハラスメントは放置することによって助長され、負の循環を生み出す危険性もある。 誰もが尊重され安心して暮らせる社会の構築が望まれる。	配偶者暴力やデートDV等は、放置することで被害が深刻化するおそれがあるため、早期発見・早期対応が重要であると認識しております。 今後も、被害者本人や周囲の方が問題に気付き、適切な相談や支援につながるよう意識啓発や相談窓口の周知に取り組んでまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）すべての暴力の根絶	③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実	99	－	DV相談	年齢だけで高齢者虐待として通報が入るケースが年々増加している。DV相談と高齢者虐待受理機関が、業務を相互理解できる場を設ければ、より対応の精度向上が期待できる。	高齢者世帯における夫婦間や親族間の問題にはＤＶの視点が必要な事案もあることから、高齢者虐待防止関係機関とＤＶ相談関係機関との情報共有や相互理解を深め、連携強化に努めます。	人権・男女共同参画推進センター
（1）すべての暴力の根絶	③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実	97	【新】	DV相談カードの配置	熟年相談室に設置するべきとは思わないが、そのカードをの存在を知る程度の情報提供や連携が行われると良いと思う。	ＤＶ相談カードについては、区役所や各事務所、各種区民施設に配置しているところです。 熟年相談室を含む、区民からの相談窓口について、DV相談カード等の情報提供や連携について調整してまいります。	人権・男女共同参画推進センター

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（1）すべての暴力の根絶	③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実	97	【新】	DV相談カードの配置	良い取組だと思う。 カードの設置場所であるが、銀行郵便局等金融機関のATM、スーパーマーケットの袋詰めテーブルの上のビニール袋が置いてあるところ、公共施設のトイレ等を、設置場所の一つとして考えていただければと思う。	ＤＶ相談カードについては、区役所や各事務所、各種区民施設に配置しているところです。 今後も、適切な設置場所についての研究及び配置を進めてまいります。	人権・男女共同参画推進センター
（1）すべての暴力の根絶	③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実	99	－	DV相談	長い期間ＤＶを受けていると、洗脳され、被害者という意識がなくなってしまう。 「被害者なのだ」と気づかせることへの取組が必要と思う。	ＤＶ被害者の中には自らを被害者と認識しにくい場合もあることから、ＤＶに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、被害に気づき、早期に相談や支援につながることができるよう相談窓口の周知に努めていきます。	人権・男女共同参画推進センター
（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	103	－	大人のなんでも相談	「内容」からは、夫婦・親子間の問題だけを取り扱う窓口という印象を受けた。 性的マイノリティや、同性パートナー間のトラブル等も対象とする事業であるのではないかと思うので、事業内容が支援の対象者へ適切に認知されるように広報してほしい。 次期事業No.11「性の多様性に関する啓発」とも関係するのかとも思いますが、分かりやすく運用されるようにしていただきたい。	大人のなんでも相談では、夫婦や親子に関する問題をはじめ、さまざまな悩みや課題について相談をお受けし、相談内容に応じて適切な窓口をご案内しています。 性的マイノリティの方からの相談についても、相談内容に応じて、無料の法律相談や専門相談機関等をご案内しています。 次期計画事業の「内容」につきまして、その旨が伝わるよう記載を調整いたします。 今後も、必要な方に支援が届くよう、窓口の効果的な周知方法について検討します。	人権・男女共同参画推進センター
（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	105	【新】	おくやみコーナー窓口の運営	対象者に知られていないことがあるので、広く周知されて欲しい。鎌倉新書と連携されているような冊子もあると思うので、ＳＮＳ等も活用し区民に広がると良いと思う。 注）鎌倉新書：終活関係の情報発信を行っている事業者	死亡届受付の際に、各種手続きのご案内をまとめた「おくやみガイド」をお渡ししており、その表紙に、おくやみコーナーの利用案内（予約電話・WEB予約の二次元コード）を記載しています。また、区ホームページにも、おくやみコーナーのご案内を掲載しています。 SMS等の活用も含め、広く周知できる方法を検討してまいります。	区民課
（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	105	【新】	おくやみコーナー窓口の運営	既に設置されていた窓口だと思うが、新たに本計画に記載される事業として、内容の拡充につながればと強く期待している。 該当事業の対象者となった体験談としては、窓口の存在に気づくまでに時間がかかったというものがある。窓口の看板を実際に見て初めて気づいたものの、利用には予約が必要とのことであり、利用には至らなかった。 必要な手続や書類といった情報について、自力で集めるものには穴があり、窓口を利用していればもっと早く支援を受けられていたのではないか、二度手間、三度手間にならなかったはずと思うものもいくつもあった。必要な人に素早く的確に事業を届けるための広報の進め方についても、計画に盛り込んでいってほしい。	死亡届受付の際に、各種手続きのご案内をまとめた「おくやみガイド」をお渡ししており、その表紙に、おくやみコーナーの利用案内（予約電話・WEB予約の二次元コード）を記載しています。また、区ホームページにも、おくやみコーナーのご案内を掲載しています。 SMS等の活用も含め、広く周知できる方法を検討してまいります。 おくやみコーナーを予約いただくことで、区役所で必要となる手続きを事前に確認し、手続きに漏れがないようご案内しています。おくやみコーナーの仕組みについても丁寧に説明し、ご遺族の負担軽減につなげられるよう努めます。	区民課
（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	106	【新】	福祉総合窓口の実施	とても良い取組だと思う。 総合窓口は、「一つの窓口で福祉にかかわるすべてことの相談ができる」という「一元化」体制と理解してよいのか。	【福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課】 障害・介護・高齢者の手続きについてワンストップで受け付けすることを目指し、本庁舎２階にある福祉部の窓口を対象として実施しています。 障害については身体障害・知的障害・精神障害の３障害を一元化しています。	福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	－	－	－	困ったときに安心して相談でき、必要な支援につながる環境をより身近なものにしてほしい。 地域全体で支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる江戸川区の実現を期待する。	【人権・男女共同参画推進センター】 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりの人権や個性が尊重される地域社会の実現に向け、人権啓発や多様性理解の促進に取り組むとともに、誰もが安心して相談できる環境づくりや支援体制の充実、地域における支え合いを推進してまいります。 【福祉推進課】 区内9カ所のなごみの家では、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談できる「なんでも相談」を実施しており、必要に応じて専門機関等と連携しながら解決に向けた支援を行っています。また、誰もが気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりにも取り組んでいます。引き続き、困ったときに安心して相談でき、必要な支援につながる取組を進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してまいります。 【介護保険課】 高齢の方の相談については、引き続き区内27か所の熟年相談室にて対応させていただき、必要な支援につなげていきます。また、町会自治会をはじめとする地域の関係者が高齢者に関する地域課題について議論する地域ケア会議を開催するほか、認知症の方やその家族を見守り支援する応援者を育成する認知症サポーター養成講座を開催することにより、地域の連携・支援体制の構築を図ってまいります。 【障害者福祉課】 指定権者である東京都において、「東京都介護・障害福祉サービス等職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口」が設置されています。 【生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課】 生活でお困りのときは、お住いの地域の生活援護課またはくらしごと相談室にためらわずにすぐご相談ください。必要に応じて民生委員や医療・介護等の地域の社会資源とも連携しながら誰もが取り残されずに自分らしく暮らしていけるよう、努めてまいります。	人権・男女共同参画推進センター、福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	119	－	みんなの就労センターの支援	働き方や生活スタイルが多様化する中で、性別にかかわらず、それぞれの希望に応じた働き方や活躍ができる環境づくりが必要である。 高齢者やさまざまな事情を抱える方も、それぞれの立場で活躍できる環境を整えてほしい。 仕事と生活のどちらかを犠牲にするのではなく、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる地域づくりを期待する。	引き続き、就労意欲のある方へ、年齢や性別、国籍に関わらず個々に沿った就労環境を提供できるよう、就労支援を実施してまいります。	福祉推進課
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	121	【新】	高齢者虐待に関する相談	江戸川区は、他区と比較して、熟年相談室の実動が中心であり、熟年相談室の対応レベルが高く、対応が自立しているとも言えるが、様々な背景がある。 区で、オンラインシステムの構築や熟年相談室の教育に手を抜かずに向き合ってくれているので、「内容」にそういった記載があっても悪くないとも思う。 または、そういったことも含めて、「区が通報を受け、熟相が事実確認を行い支援する」という表現にまとめているのかとも思う。	熟年相談室に対し、ご評価いただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、内容案の２文目を、「また、区は熟年相談室に対し、情報共有がスムーズにできるようにオンラインシステムを構築したり、定期的に研修を実施することで虐待対応のスキルアップを図っている。」を変更することを検討します。	介護保険課
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	121	【新】	高齢者虐待に関する相談	年齢だけで高齢者虐待として通報が入るケースが年々増加している。DV相談と高齢者虐待受理機関が、業務を相互理解できる場を設ければ、より対応の精度向上が期待できる。	毎年、人権・男女共同参画推進センターが主催している会議に参加し、Ｒ７年度に人権・男女共同参画推進センターとオンライン会議を実施し、双方の業務を確認しました。対応の向上に向けて、引き続き人権・男女共同参画推進センターと連携を図っていきます。	介護保険課
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	123	【新】	ひきこもり相談・居場所事業	親の高齢化や病気により、子の面倒をみることが不可能になった場合の、引きこもり生活者への対応と親のケアに対する措置・実情を教えていただきたい。	ひきこもり相談窓口では、ひきこもりの状態にある方とその家族が感じているそれぞれの悩みや困りごとを解消するために、世帯の状況に応じて、必要な関係機関と連携しながらサポートを提案しています。 本人、家族の同意をいただいた上で、家族の施設入所を見据えたくらしごと相談室との相談に同行したり、熟年相談室へ状況を説明し、親の介護サービス利用に向けた調整を平行して行うというような例があります。	生活援護管理課

重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	129	【新】	ヤングケアラー支援事業（普及啓発、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー相談支援等補助事業）	次期計画事業に取組として載ったことを嬉しく思う。 3～4年前に比して、ヤングケアラーは社会的に認識されているが、それはヤングケアラーが増加しているということでもある。 早期発見・早期支援が重要であり、通学している学校との連携が重要だと思う。少しでも違和感があった場合、速やかな連絡相談体制を構築してほしい。	ヤングケアラーの子ども達に早期に気付き、心身のケアを行っていくことは、とても大切なことだと認識しております。 本区の区立中学校では、1年生への面接を実施しており、早期発見・早期支援に繋げています。また、要保護児童地域対策協議会を通じて教員向けに研修を実施するなど周知啓発を行っており、こども家庭センターとの連携を実施しております。	相談課（こども家庭センター）
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	137	【新】	エンカレッジサポーター	不登校や登校に不安を抱える児童・生徒に対し、性別や背景にかかわらず一人一人の状況に応じた校内別室での居場所づくりや学習の見守りを行う「エンカレッジサポーター」制度は大変有意義で効果的である。今後も継続を希望する。	不登校や登校に不安を抱える児童・生徒が安心して過ごせる校内の居場所の確保や学習支援において、重要な役割を果たしていると認識しております。今後におきましても、児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添った支援を行えるように、事業の継続と質の向上に努めてまいります。	教育相談センター
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	137	【新】	エンカレッジサポーター	学校内の居場所づくりなど、安心して学校生活を送ることができるようすることは、とても良い取組であるが、学校に行くことだけでなく、ほかの選択肢もあることを児童・生徒・親と一緒に考えていくことも良いのではないか。	不登校児童・生徒への支援においては、教室への復帰と共に、本人が安心して過ごせる環境や学びの機会を確保することが極めて重要であると考えております。そのため、「みらいサポート教室」や「バーチャルえどがわサポートルーム」などの多様な学びの場や選択肢について、本人や保護者への丁寧な情報提供と相談支援を行ってまいります。	教育相談センター
（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	－	－	－	《事業No.129【新】「ヤングケアラー支援事業」（相談課（こども家庭センター））関連》 次期計画事業にヤングケアラーに関する取組が載ったことを嬉しく思う。 3～4年前に比して、ヤングケアラーは社会的に認識されているが、それはヤングケアラーが増加しているということでもある。 早期発見・早期支援が重要であり、通学している学校との連携が重要だと思う。少しでも違和感があった場合、速やかな連絡相談体制を構築してほしい。	各校では、対象及び疑いのある児童・生徒について、校内検討委員会を開くことや、SSWとの連携を図り、家庭訪問等をおこなっております。家庭内での問題が表面化しにくい側面があることから、早期発見・早期支援、ならびに学校と関係機関との緊密な連携が極めて重要であると認識しております。今後も、異変や不安を早期に察知した際の円滑な連絡・相談体制の整備に努め、必要な支援につなげてまいります。	教育相談センター

全般

課題	方向性	事業No.	新事業	事業名称	ご意見等内容（要旨）	回答	回答部署
全般	全般	－	－	－	多方面に窓口があることは、区民の助けになることもあろうが、同じような事業を整理して行く観点も必要と考える。今までやっていたから、ということではなく、新たな視点で検討いただきたい。	【総務部】 窓口につきましては、区民ニーズ等を踏まえながら適宜見直しを行うとともに、既存の取組にとらわれることなく、効果的・効率的な行政サービスのあり方を検討してまいります。 【生活振興部】 ご意見のとおり、事業効果や利用実績等を踏まえながら事業整理をしていきます。一方で、必要な支援は取りこぼさないよう見極めながら事業継続していきます。 【福祉部】 なごみの家は、自宅から歩いて行ける範囲を目安に拠点を設置し、複数の相談窓口を設けています。これは、区民の利便性向上を目的とするものですが、今後の人口分布やＩＣＴ技術の普及に合わせ、そのあり方も検討してまいります。	全庁
全般	全般	－	－	－	性の多様性を重視するという点では、単身を選択した（せざるを得なかった）人に対する取組も必要ではないか。 性的マイノリティ・マジョリティ共に、婚姻関係（パートナー関係）を前提とした事業に偏りがちになるのではと感じた。 困りごとを取りこぼさない視点が必要である。	【総務部】 今後も、多様性を重視する視点から、単身を選択した（せざるを得なかった）人が抱える困りごとに対しての施策についても検討してまいります。 【生活振興部】 性的マイノリティの方を含め、誰もが必要な支援につながるよう、表現や制度の見直しを適宜行っていきます。 【福祉部】 ・困りごとを相談できる窓口の設置し、オンラインでの相談等、相談しやすい環境を整え、併せて広くPRすることが重要と考えます。 ・相談者や生活保護受給者の個々の状況を十分に把握した上で、ひとりひとりの状況に合わせた支援を引き続き行っていきます。	全庁
全般	全般	－	－	－	どの施策も人が生きていく上で必要なものであり、一つひとつの課題に真摯に取り組んでほしい。	【総務部】 今後も、それぞれの課題に着実に取り組み、区民サービスの向上に努めてまいります。 【生活振興部】 それぞれの施策や課題に丁寧に向き合い、区民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。 【福祉部】 ・本区の高齢者施策はどれも重要であり、福祉向上に寄与するものであります。今後も諸課題に真摯に取り組んでまいります。 ・最後のセーフティネットとして、生活保護受給者や生活困窮者を取り巻く種々の課題について、その解決に向けて今後も真摯に取り組んでまいります。	全庁

資料５

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画

（第３次江戸川区男女共同参画推進計画）

【素案】

令和８年 10 月

江戸川区

目次

第１章　計画の策定にあたって 5
　１　計画策定の趣旨 5
　２　計画の位置づけ 5
　３　計画の期間 6
第２章　江戸川区を取り巻く現状と課題 7
　１　社会動向 7
　２　江戸川区の概要 11
　３　男女共同参画に関する区民の意識 15
　４　江戸川区男女共同参画推進計画における取組 22
第３章　計画の基本的な考え 24
　１　将来のあるべき姿 24
　２　重点的に取り組む課題 25
　３　計画の体系 26
第４章　目標の達成に向けた取組 27
　重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち 27
　　課題（１）性の平等と性の多様性への理解促進 27
　　課題（２）男女共同参画による地域の活性化 27
　　課題（３）生涯を通じた健康支援 28
　重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち 29
　　課題（１）就業における男女共同参画の推進 29
　　課題（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援 29
　重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち 30
　　課題（１）すべての暴力の根絶 30
　　課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援 31
第５章　実施事業 32
　重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち 32
　重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち 38
　重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち 43
第６章　計画の推進 50
　１　計画の推進体制 50
　２　計画の進行管理 50
　３　計画の指標 51

関係資料 53
1　計画の策定経緯 53
2　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 54
3　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議委員名簿 57
4　男女共同参画に関する年表 58
5　関連法令等 65
6　用語集 89

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

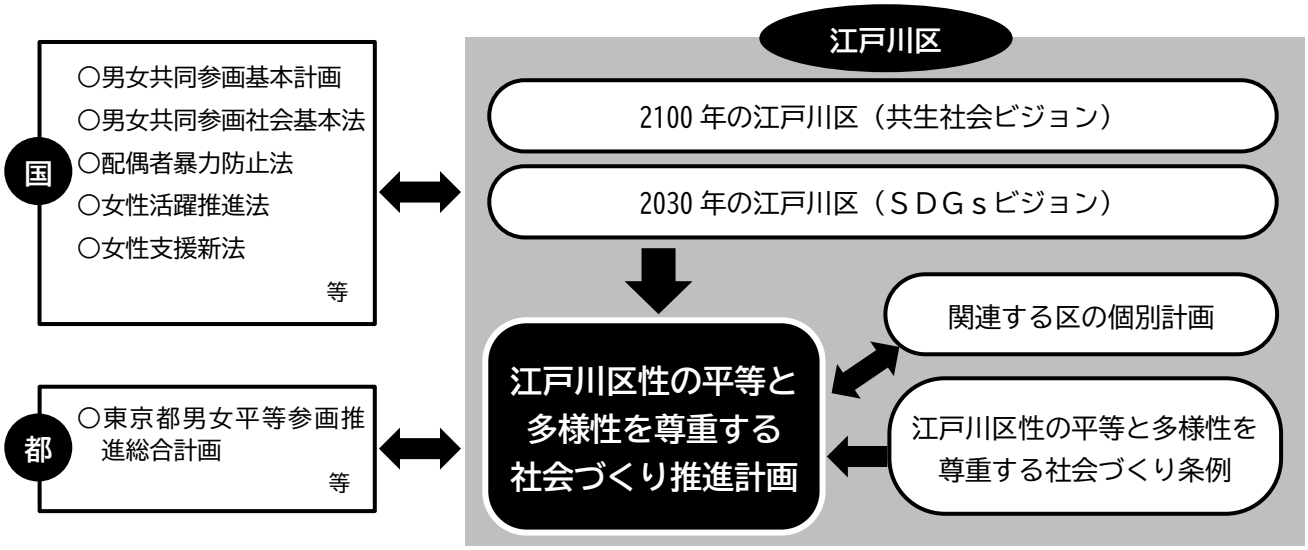
本区では、平成 19 年３月に「江戸川区男女共同参画推進計画」（平成 19 年度～28 年度）を策定し、平成 29 年３月には計画改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めてきました。

令和４年３月に、誰もが、性別等の違いを超えて、その個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すために、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」を制定し、８つの基本理念を定めて取組の一層の推進を図ってきました。

条例制定や法改正、社会情勢の変化等を踏まえ、依然として残る課題に加えて新たな課題に対応し、性の平等と多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進するために、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画（第３次江戸川区男女共同参画推進計画）（令和９年度～13 年度)」を策定します。

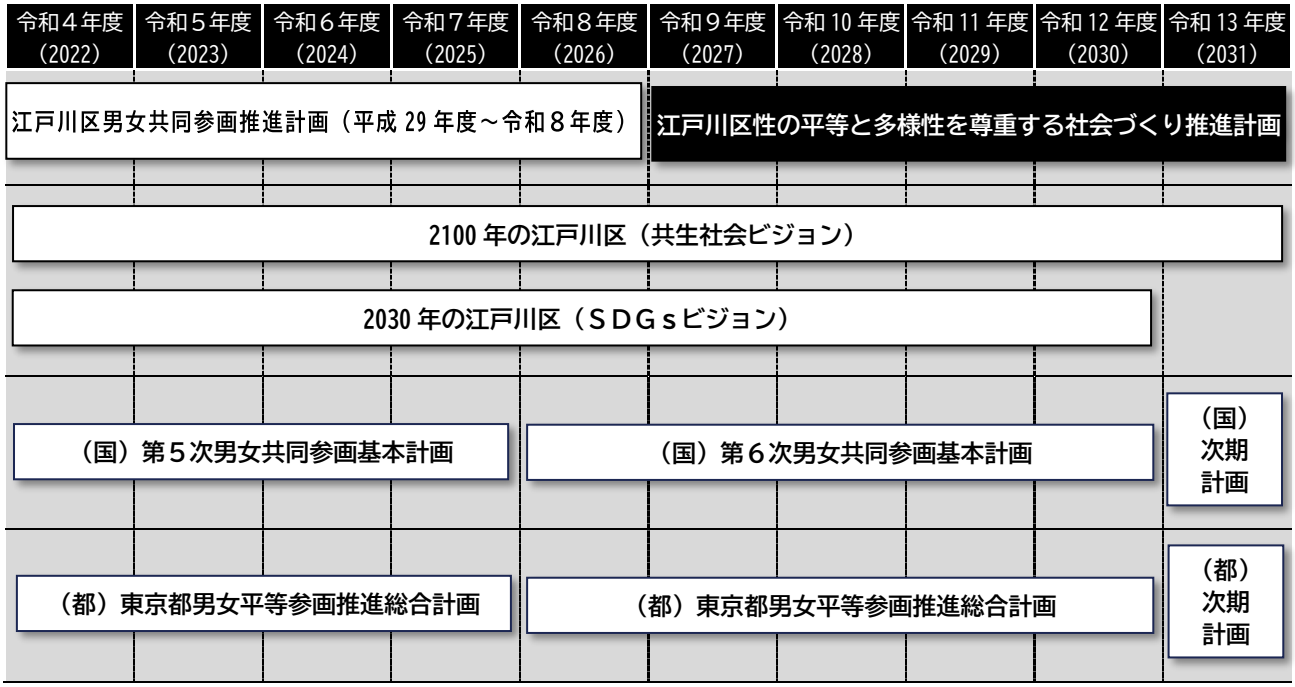
２　計画の位置づけ

●「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づく計画です。
●「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に規定された「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
●重点目標２（１)、(２）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という)」第６条第２項に規定する「市町村推進計画」に該当するものです（【女性活躍推進計画】)。
●重点目標３（１）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という)」第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」に該当するものです（【配偶者暴力防止基本計画】)。
●重点目標３（２）は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という)」第８条第３項に規定する「市町村基本計画」に該当するものです（【困難女性支援基本計画】)。
●区の上位計画である「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン)」、「2030 年の江戸川区（ＳＤＧｓビジョン)」及び関連する区の諸計画との整合を図り作成したものです。



3　計画の期間

計画期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。



第２章　江戸川区を取り巻く現状と課題

１　社会動向

（１）国の動向

第６次男女共同参画基本計画の策定（令和８年３月）

国では、平成 12 年 12 月に男女共同参画社会基本法に基づいて男女共同参画基本計画を策定して以来、改定を重ねながら取組を進めてきました。令和８年３月には第６次男女共同参画基本計画を策定し、４つのめざすべき社会を提示し、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、次の通り４つのめざすべき社会を提示しています。その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

めざすべき社会

①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

６次計画のポイント

①女性参画を継続するとともに、女性の所得向上・経済的自立を重点化
②ライフステージに応じた働き方、男性育休、柔軟な働き方を推進
③ジェンダーに基づくあらゆる暴力への対応と被害者支援を強化
④性差を踏まえた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を充実
⑤防災・復興を継続するとともに、テクノロジー（デジタル・ＡＩ等）の進展を踏まえた男女共同参画を新たに位置付け
⑥男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現を基本理念として明確化

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）の決定（令和８年６月）

国では、毎年６月に女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために女性版骨太の方針を決定しています。女性版骨太の方針 2026 では、第６次男女共同参画基本計画に基づく取組を一層強力に推進し、その上で、健康、成長戦略分野、地域の３つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化、あわせて、全ての取組の前提となる安全・安心が確保される社会の実現に取り組むとしています。また、すべての意思決定に女性が参画することを基本とすることも示されました。

配偶者暴力防止法の改正（令和７年 12 月）

令和５年の改正では、被害者への接近禁止命令の期間の延長や対象行為の拡大、保護命令違反の厳罰化等が定められました。令和７年の改正では、紛失防止タグ等を利用した位置情報の無断取得や、相手の所持品へのタグの無断取り付け行為についても接近禁止命令等の禁止行為の対象に追加されました。

女性活躍推進法の改正（令和７年６月）

令和８年３月末までの時限立法でしたが、有効期限が令和 18 年３月末まで延長されました。改正によって、情報公表の必須項目が拡大され、従業員数 101 人以上の企業についても男女間賃金差異及び女性管理職比率等を公表することが義務化されました。また、職場における女性の健康支援として、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいとして、取組が推奨されています。そのほか、えるぼし認定基準（１段階目）の見直しや、えるぼしプラス認定の創設も行われました。

性犯罪に関する刑法等の改正（令和５年６月）

「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等やわいせつな行為について、不同意性交等罪又は不同意わいせつ罪が成立することになりました。また、13 歳未満の子ども、または 13 歳以上 16 歳未満の子どもで、行為者が５歳以上年長である場合も処罰対象となったほか、わいせつ目的での 16 歳未満の子どもへの面会要求等の犯罪化、性的な画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態等撮影罪も同時に成立しました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）の施行（令和５年６月）

すべての国民が性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。また、地方自治体や事業主等は知識の着実な普及や理解増進、相談体制の整備について努めることとしています。

女性支援新法の成立（令和４年５月）

コロナ禍により女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることが顕在化し、孤独・孤立対策の視点も含めた新たな女性支援の強化が喫緊の課題とされました。困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、民間団体との協働の視点も取り入れた新たな女性支援の枠組みを構築することを目的に成立し、令和６年４月から施行されました。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確に規定し、国・地方自治体の責務として教育・啓発、調査研究の推進、人材の確保、民間団体援助といった施策を講じるよう明記されています。

（２）都の動向

東京都男女平等参画推進総合計画の改定（令和８年７月）

都では、東京都男女平等参画基本条例に基づき、東京都女性活躍推進計画及び東京都配偶者暴力対策基本計画の両計画で構成された総合計画として、東京都男女平等参画推進総合計画を策定しました。基本理念である「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」、４つのビジョンの実現に向けて、施策を推進するとしています。

改定のポイント

ビジョン１　男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現
ビジョン２　雇用・就業分野における女性活躍の推進
ビジョン３　男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備
ビジョン４　配偶者暴力対策

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定（令和６年３月）

女性支援新法を踏まえ、都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくことを目的に策定しました。「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を計画の理念とし、多様な支援の切れ目のない包括的な提供、本人を中心とした支援の実施、同伴児童を取り残さないサポート強化、若年女性への支援、支援基盤の充実・強化と関係機関等との連携・協働の推進の５つを基本目標として取組を進めるとしています。

第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定（令和５年３月）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に基づき、令和元年 12 月に策定された第１期計画を踏まえ、策定しました。「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」の３つを基本方針とし、これまでの取組を踏まえつつ、引き続き取組を着実に進めるとしています。

東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始（令和４年 11 月）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の理念を踏まえ、多様な性への都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげるために新たに創設されました。

（３）区の動向

男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインの作成（令和５年３月）

男女共同参画の視点に立って、性別等の固定観念にとらわれることなく、多様な受け手に共感が得られる、より適切で望ましい情報発信を行うため、また、自らが考える手がかりとなるために作成したもので、江戸川区が発信する広報誌やホームページ、ＳＮＳ、映像、音声などすべての情報が対象となっています。

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例の施行（令和４年４月）

性別等に起因する差別や暴力などの人権侵害をなくし、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を解消して、誰もが安心と幸福を感じ、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、制定されました。８つの基本理念と、区、区民等、教育関係者、事業者の役割を定めるほか、禁止事項等についても記載されています。また、条例に基づき基本理念を実現するための推進計画の策定が求められています。

同性パートナー関係申出書受領証の交付開始（平成 31 年４月）

区が行う事業における当事者の不利益をなくす取組の一つとして、同性パートナー関係にあるという申出書を、要件を満たす二人から受領した場合に、「同性パートナー関係申出書受領証」を交付する取組を始めました。また、東京都と連携協定・覚書の締結を行ったことにより、江戸川区の受領証をもって、東京都の証明書が活用できるサービスを利用でき、東京都の証明書をもって江戸川区の一部事業を利用することができるようになりました。

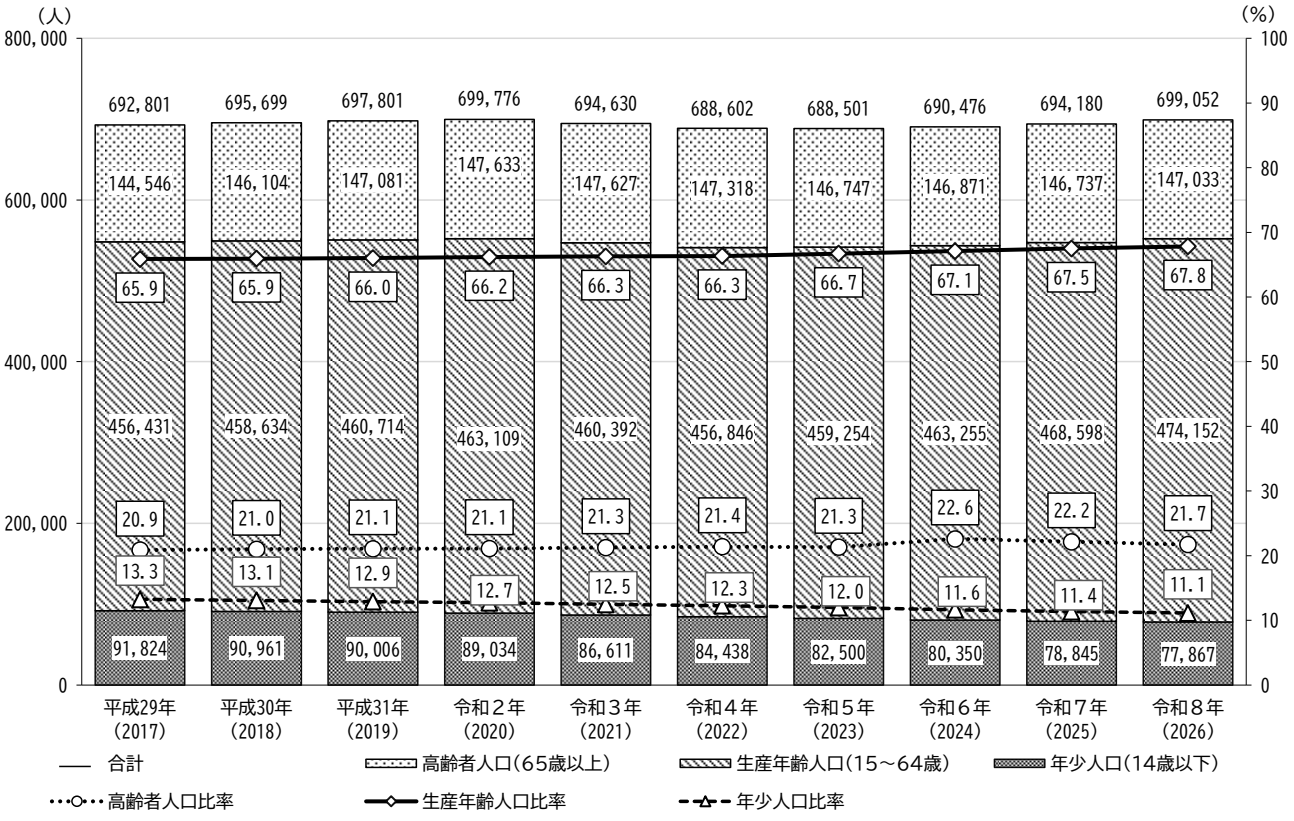
2　江戸川区の概要

（1）人口の状況

①人口の推移

江戸川区の総人口は平成 29 年以降 69 万人前後で推移しており、令和６年以降は増加傾向がみられます。

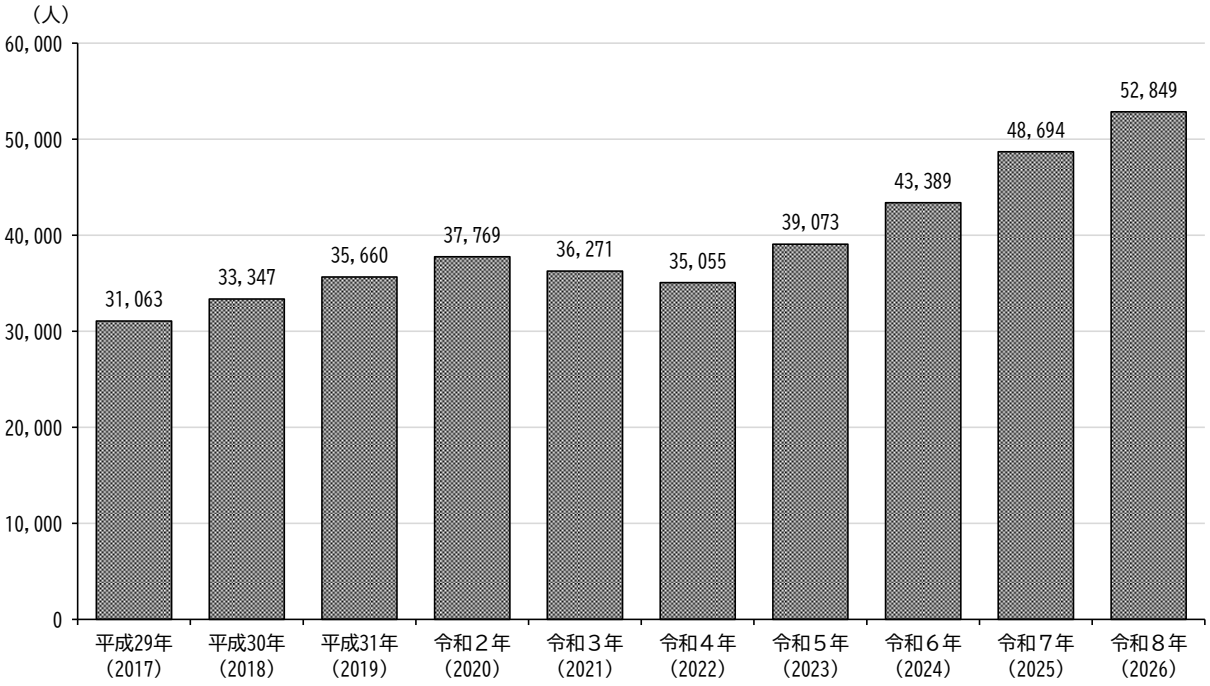
年齢３区分別人口をみると、生産年齢人口は令和４年以降増加がみられ、令和８年には 47 万人を超えています。一方で、年少人口は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和７年に８万人を割り、令和８年は 77,867 人となっています。高齢者人口は 147,000 人前後で推移しており、高齢者人口比率は 21%前後で推移しています。



資料：江戸川区「江戸川区住民基本台帳」（各年４月１日時点）

②外国人人口の推移

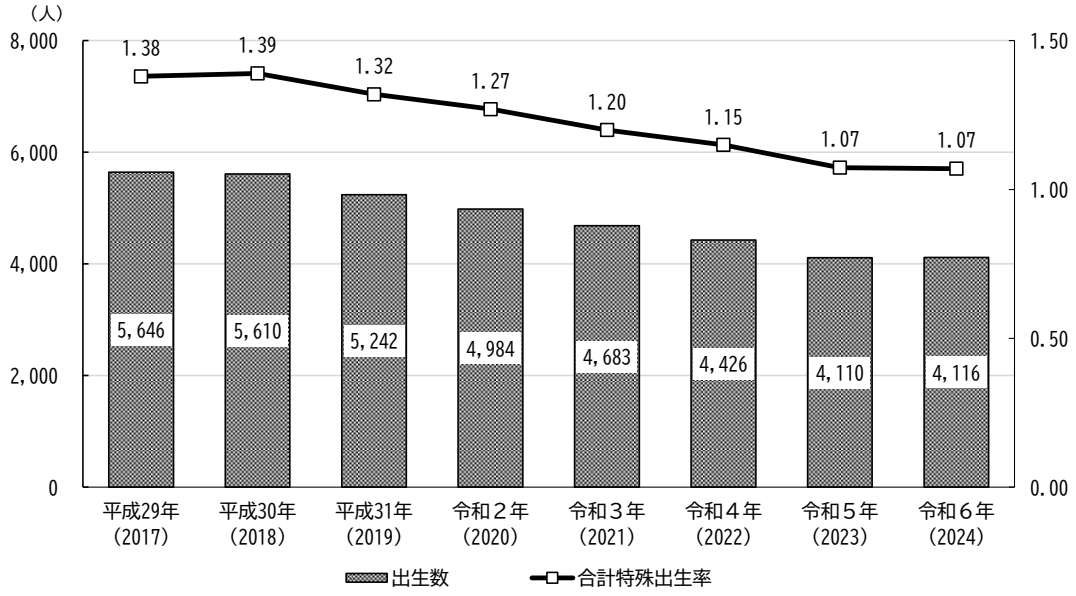
江戸川区の外国人人口は令和４年以降増加傾向にあり、令和６年に４万人を超え、令和８年には 52,849 人と５万人を超えています。



資料：東京都「東京都の統計」（各年４月１日時点）

（２）出生数と合計特殊出生率の推移

江戸川区の出生数は減少傾向にあり、令和６年には 4,116 人となっています。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、令和６年は 1.07 と令和５年から横ばいになっている一方で、特別区の中では５番目に高くなっており、区部平均の 0.96 を上回っています。

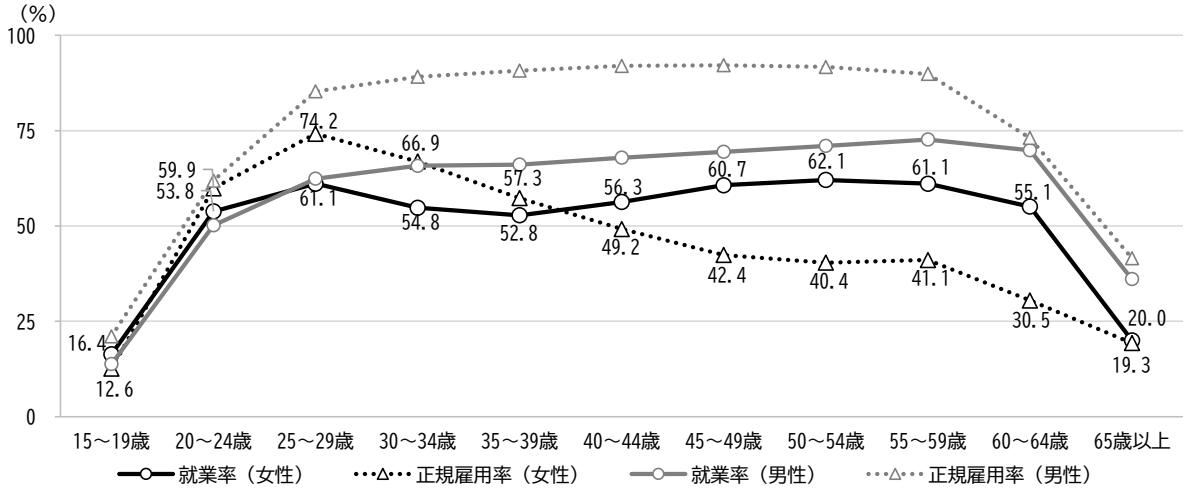


資料：東京都「東京都人口動態統計」

（３）年齢階級別就業率

江戸川区の年齢階級別就業率をみると、就業率は 25 歳以降男性が女性を上回っており、30 歳以降はいずれの年齢階級でも約 10 ポイント差がみられます。

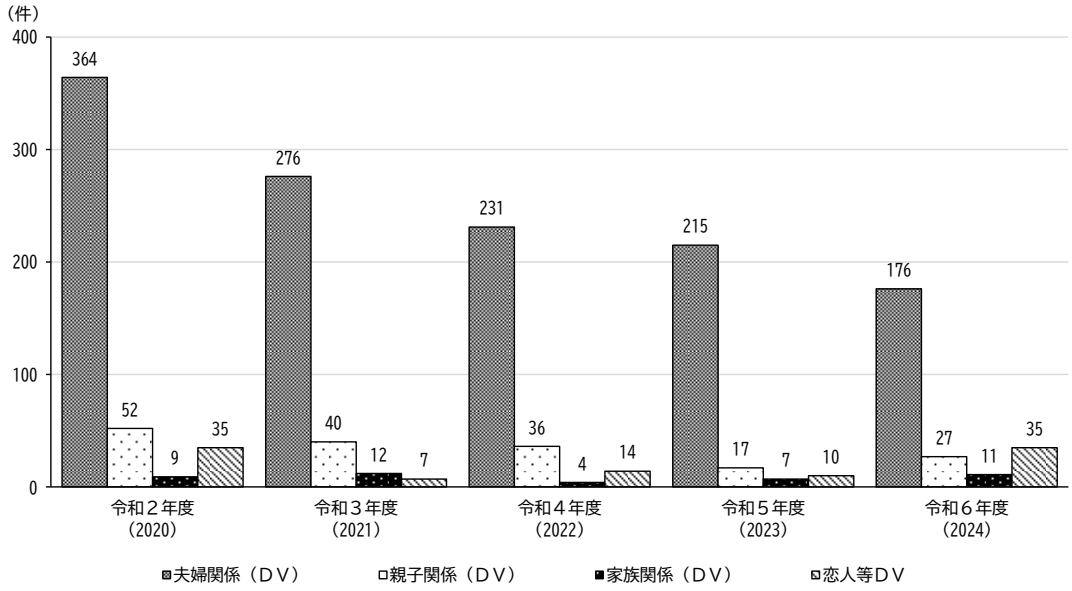
正規雇用率をみると、いずれの年齢階級でも男性が女性を上回っており、40～64 歳で 40 ポイント以上差がみられます。女性は 25～29 歳で 74.2%と最も高くなり、それ以降低下していくＬ字カーブを描いています。



資料：総務省「国勢調査」（令和２年）

（４）ＤＶ等相談件数の推移

江戸川区で対応した夫婦関係（ＤＶ）、親子関係（ＤＶ）に関する相談件数は減少傾向がみられます。一方、家族関係（ＤＶ）、恋人等ＤＶは増減を繰り返しています。

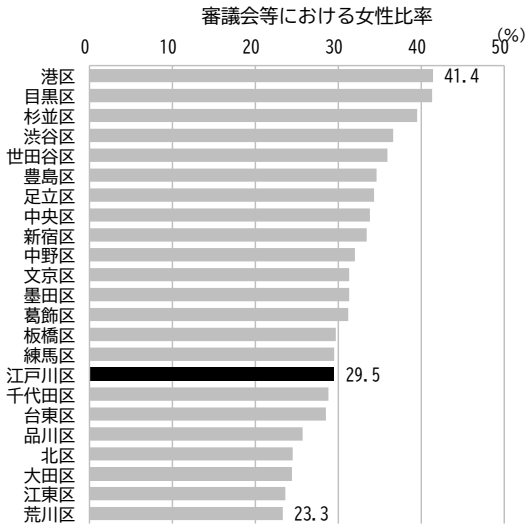


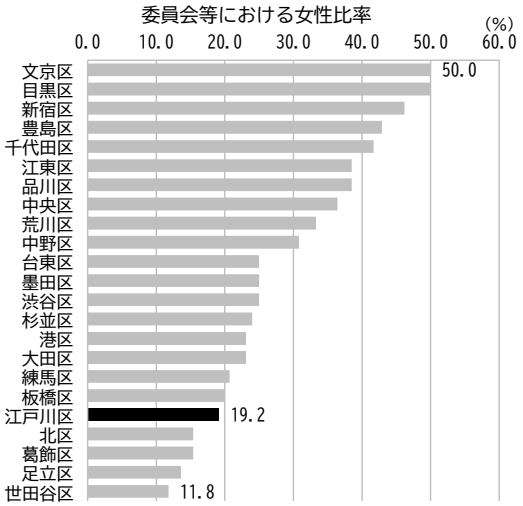
※令和２年度：江戸川区ＤＶ相談室設置。女性総合相談等から一部事業を引き継ぎ事業開始。

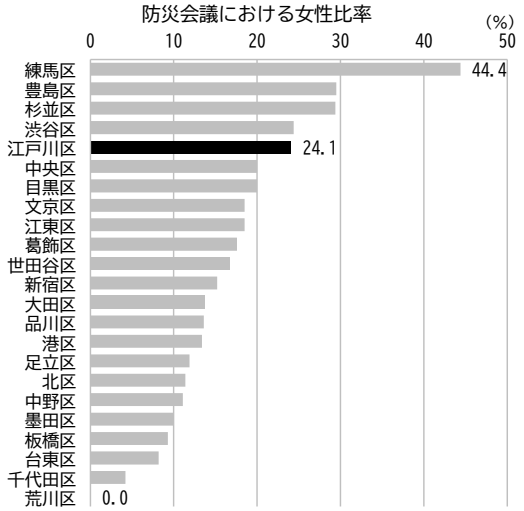
資料：江戸川区「統計江戸川」

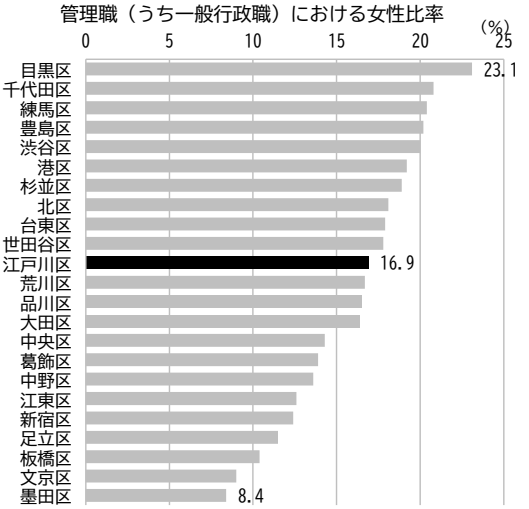
（５）女性の参画状況

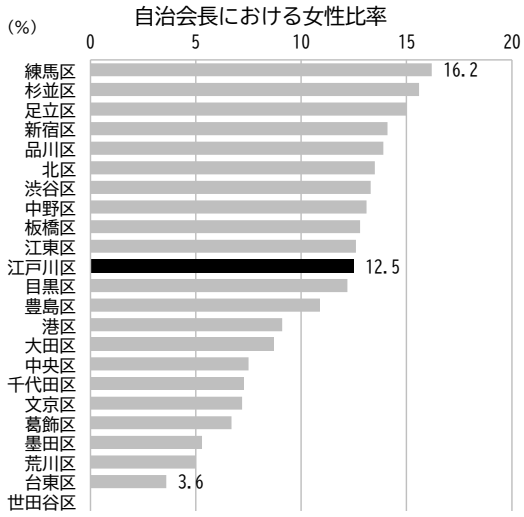
江戸川区の女性の登用状況をみると、防災会議における女性比率は特別区内で５番目に高く、管理職（うち一般行政職）における女性比率と自治会長における女性比率はともに 11 番目と中位となっています。一方で、審議会等における女性比率は 16 番目、委員会等における女性比率は 19 番目と他区に比べて低い順位となっています。











資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和７年度）

3　男女共同参画に関する区民の意識

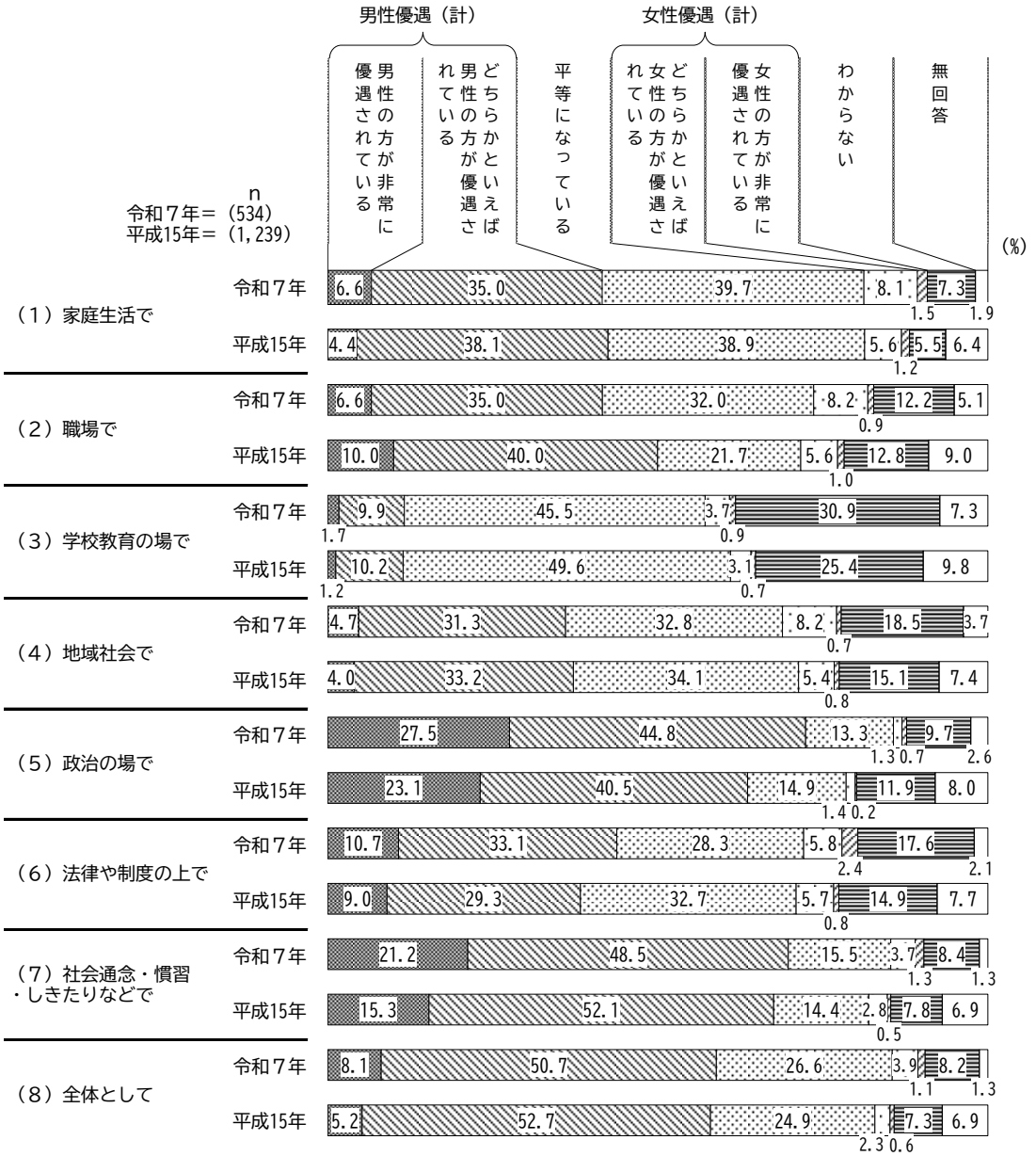
（1）男女共同参画に関する意識について

①男女の地位の平等感

○全体では、『学校教育の場』で、「平等になっている」の割合が 45.5%と８項目中最も高くなっています。また、それ以外の項目では《男性優遇（計）》の割合が高く、『政治の場』、『社会通念・慣習・しきたりなど』、『全体として』で半数を超えています。

○平成 15 年調査と比較すると、『職場』で「平等になっている」が平成 15 年調査から 10.3 ポイント増加し、32.0%となっています。一方で、『政治の場』、『法律や制度の上』で《男性優遇（計）》が平成 15 年調査から５ポイント以上増加しています。

○性別でみると、全ての項目で《男性優遇（計）》の割合は女性が男性を上回っており、特に『家庭生活』、『法律や制度の上』、『社会通念・慣習・しきたりなど』で 20 ポイント以上高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度、平成 15 年度）

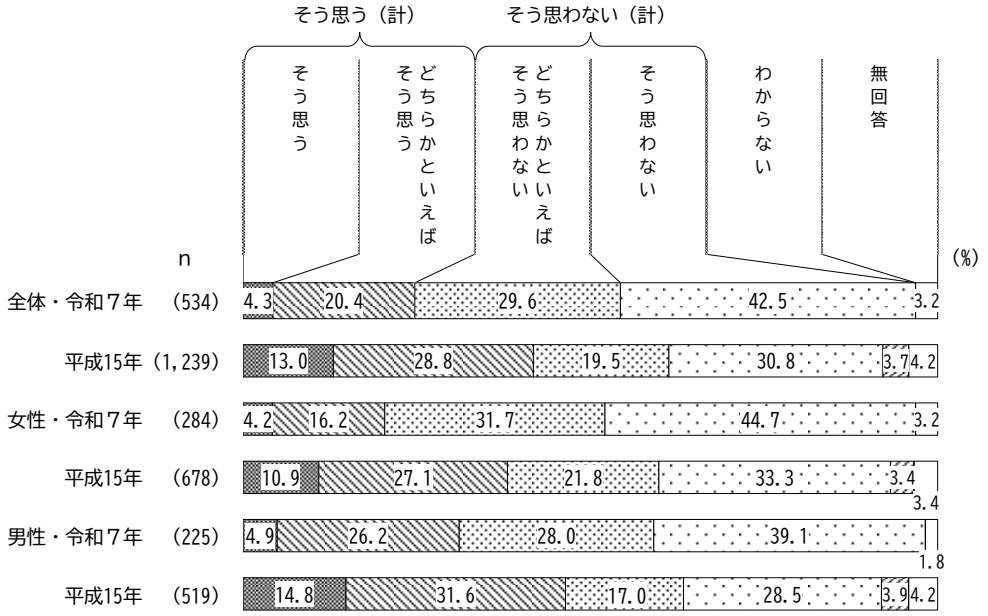
②「『夫は外で働き、妻は家庭を守る』という考え方はよい」に対する考え方

○全体では、《そう思わない（計)》の割合が 72.1%、《そう思う（計)》の割合が 24.7%となっています。

○性別でみると、《そう思わない（計)》は女性（76.4%）が男性（67.1%）より 9.3 ポイント高くなっています。

○平成 15 年調査と比較すると、男女ともに《そう思わない（計)》が平成 15 年調査から 21 ポイント程度増加しています。

○性・年代別でみると、《そう思う（計)》の割合は女性 40 代で 25.0%、30 代、70 歳以上でも２割台となっており、男性 30 代、60 代、70 歳以上では約４割と他の年代に比べて高くなっています。



＊令和７年調査では、選択肢「わからない」を聴取していない。

資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度、平成 15 年度）

【今後の課題】

○社会のあらゆる分野において、依然として「男性が優遇されている」と感じる区民が多く、特に政治や社会通念・慣習における男女格差への認識が強いことがうかがえます。

○全ての項目で女性の方が「男性が優遇されている」と感じる割合が高く、男女間で平等意識や現状認識に乖離が生じていることがうかがえます。

○「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識に対して否定的な意見が全体の７割を超え、平成 15 年調査と比較しても大きく増加しています。一方で、男性は女性に比べ肯定的な意見の割合が高く、また年代によって意識差もみられることから、性別や世代による価値観の違いが依然として残っていることがうかがえます。

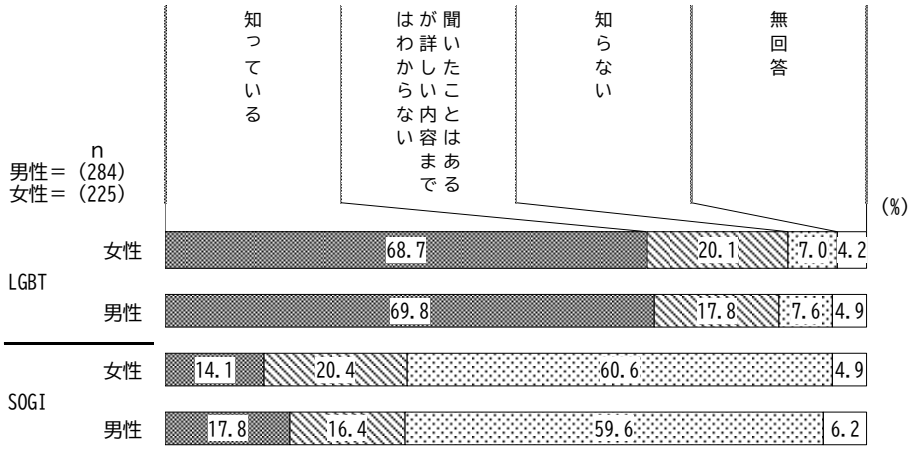
⇒あらゆる場に根付く固定的性別役割分担意識は男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつです。固定的性別役割分担意識の解消に向けた幅広い年代に対する啓発、教育の推進に加え、男女双方が現状や課題を正しく認識し、共有できるよう、固定的性別役割分担を前提としない働き方や家庭生活を実現できる環境整備が課題と考えられます。

（２）多様な性について

①ＬＧＢＴ、ＳＯＧＩの認知度

○ＬＧＢＴについて、男女ともに「知っている」が約７割と最も高く、次いで、「聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない」が２割程度、「知らない」が１割未満で続いています。

○一方、ＳＯＧＩについては、男女ともに「知らない」が約６割を占めています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

②ＬＧＢＴ等であることを打ち明けられた場合の対応

○ＬＧＢＴ等であることを打ち明けられた場合、『理解することができる』と回答した人は68.4%、『悩みを聞くことができる』と回答した人は64.2%、『相手との距離を今までどおりとする』人は72.3%となっています。また、いずれの項目も対応できるか「わからない」とする回答が２割程度となっています。

【今後の課題】

○ＬＧＢＴという言葉の認知は一定程度進んでいる一方で、ＳＯＧＩについては「知らない」とする割合が高く、性の多様性に関する用語の認知度や理解度には差がみられます。

○また、ＬＧＢＴ等であることを打ち明けられた場合に「理解する」「悩みを聞く」「これまでどおり接する」と回答した人は６～７割程度となっており、多様な性への理解は広がりつつあることがうかがえます。一方で、「わからない」とする回答も一定数みられることから、知識不足から対応に戸惑う人がいることが考えられます。

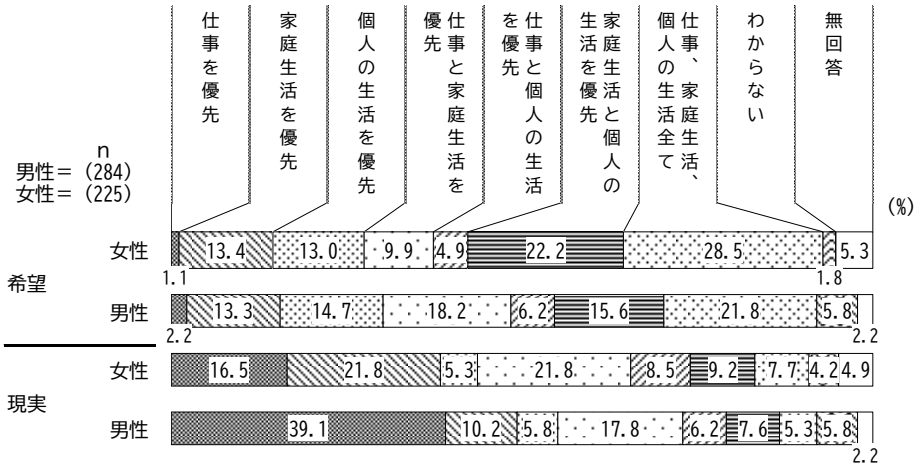
⇒性の多様性に関する正しい知識や理解を広げるための啓発を引き続き進めるとともに、誰もが安心して暮らせて、気軽に相談できる環境づくりや、多様性を尊重する地域社会の形成を推進していく必要があります。

（3）就労、家庭について

①生活の中での優先度

○生活の中での優先度の希望について性別でみると、男女ともに「仕事、家庭生活、個人の生活全て」が最も高くなっていますが、女性（28.5%）が男性（21.8%）より 6.7 ポイント高くなっています。一方、「仕事と家庭生活を優先」は男性（18.2%）が女性（9.9%）より 8.3 ポイント高くなっています。

○生活の中での優先度の現実について性別でみると、女性では「家庭生活を優先」と「仕事と家庭生活を優先」（ともに 21.8%）、男性では「仕事を優先」（39.1%）が最も高くなっており、「家庭生活を優先」は女性（21.8%）が男性（10.2%）より 11.6 ポイント高くなっています。一方、「仕事を優先」は男性（39.1%）が女性（16.5%）より 22.6 ポイント高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

②男性の育児参加、介護参加を促進するために重要なこと

○全体では、「男性自身が育児／介護に取り組む意識をもつこと」が最も高く、次いで「男性が育児休暇制度／介護休暇制度を利用しやすくなること」、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと」となっています。

○性別でみると、女性では「男性自身が育児／介護に取り組む意識をもつこと」、男性では「男性が育児休暇制度／介護休暇制度を利用しやすくなること」が最も高くなっています。

	男性の育児参加、介護参加を促進するために必要なこと
１位	男性自身が育児／介護に取り組む意識をもつこと
２位	男性が育児休暇制度／介護休暇制度を利用しやすくなること
３位	労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などがすすむこと
４位	男性の育児参加／介護参加を妨げるような社会通念が変わること
５位	育児：子どもの病気や急な残業に対応できる保育施設・サービスが整備されること 介護：家族の間で介護について十分に話し合うこと

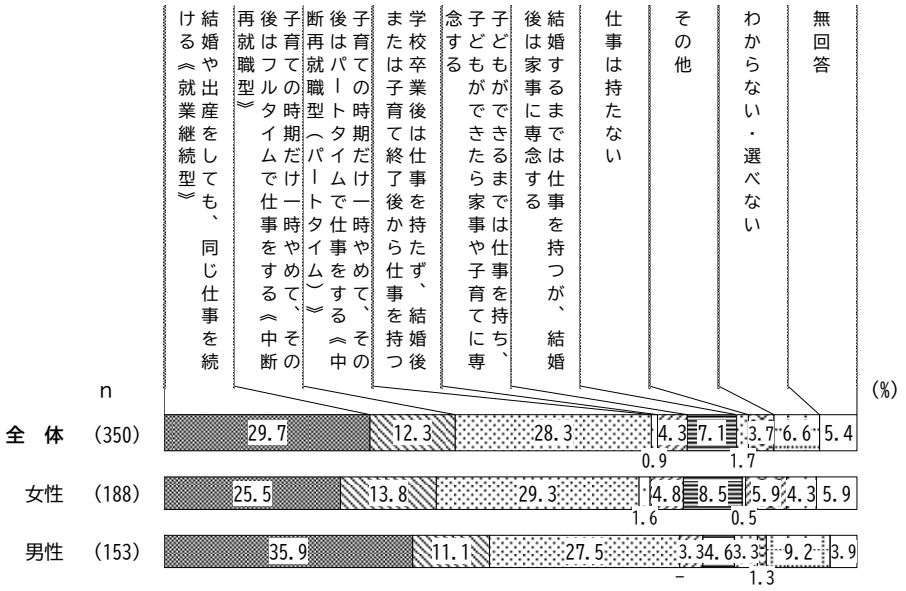
資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

③女性の働き方の理想と現状

○女性の働き方の理想として、全体では「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける」が 36.1%で最も高く、次いで、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする」、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする」が続いています。

○しかし、配偶者・パートナーがいる方の現状については、全体では、「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける」が 29.7%で最も高く、次いで、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする」、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする」が続いています。

○性別でみると、女性では「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする」、男性では「結婚や出産をしても、同じ仕事を続ける」が最も高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

【今後の課題】

○男女ともに「仕事・家庭生活・個人の生活を全て両立したい」と考える割合が最も高く、仕事と生活の調和を重視する意識が広がっていることがうかがえますが、現実では男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している割合が高く、希望と実態との間に乖離がみられるとともに、依然として性別による役割分担が反映されている状況がうかがえます。

○男性の育児・介護参加を促進するためには、「男性自身の意識改革」や「休暇制度の利用しやすさ」、「柔軟な働き方の推進」が重要と考えられており、個人の意識と社会・職場環境の双方の改善が求められていることがうかがえます。

○女性の働き方に関する理想としては、「結婚や出産をしても仕事を続ける」とする就業継続志向が男女ともに最も高く、子育て期に離職しパートタイムとして再就職する働き方や、家事・育児に専念する考え方は減少しており、従来の性別役割分担を前提とした考え方は変化しつつあると考えられます。

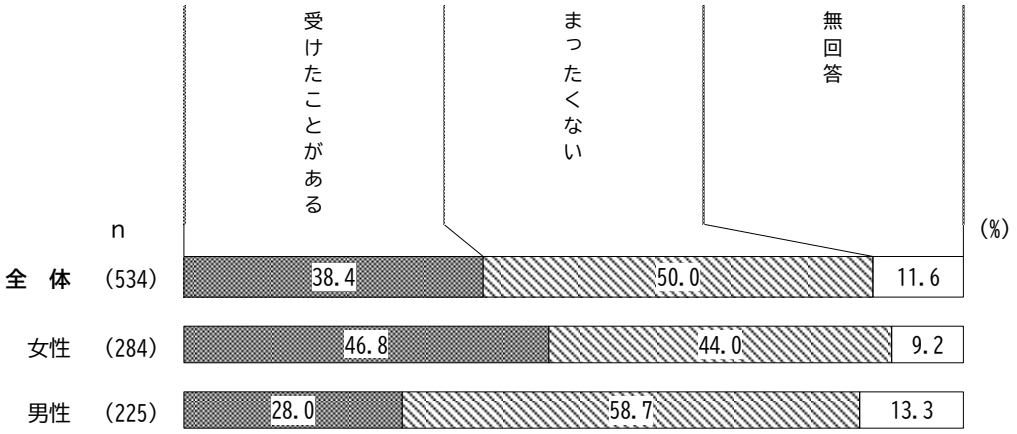
⇒誰もが希望するライフスタイルや働き方が実現できるよう、個人の意識や社会通念の変革、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進、家事・育児・介護の分担促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めていく必要があります。

（4）暴力について

①パートナー（夫・妻・恋人）から暴力をうけた経験

○パートナー（夫・妻・恋人）から何らかの暴力を「受けたことがある」（いずれかの項目で「何度もあった」、「１、２度あった」と回答した数）は、女性で 46.8%、男性で 28.0%となっており、女性が男性を 18.8 ポイント上回っています。

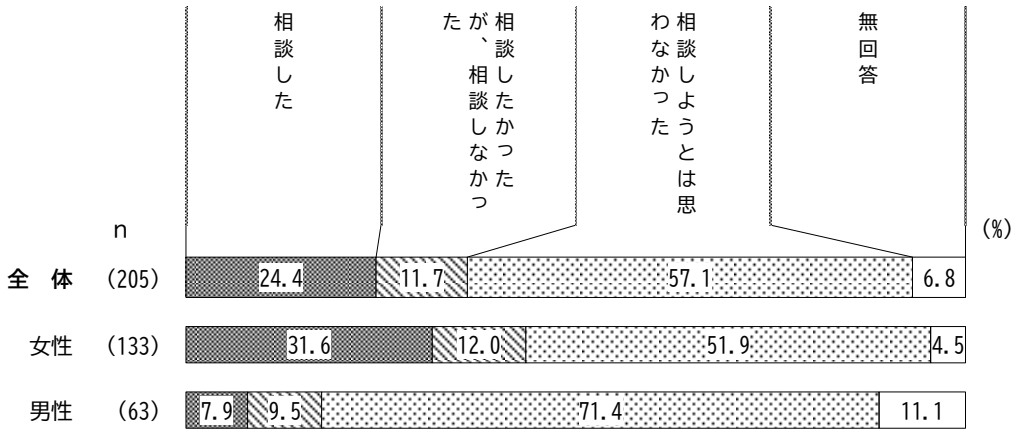
○経験した暴力については、全体では「《精神的暴力》大声でどなられた」（27.6%）、「《精神的暴力》何を言っても無視され続けた」（11.8%）が高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

②暴力をうけたときの相談の有無

○性別でみると、男女ともに「相談しようとは思わなかった」が最も高くなっていますが、男性（71.4%）が女性（51.9%）より 19.5 ポイント高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

【今後の課題】

○パートナーから何らかの暴力を受けた経験は女性で約半数に達しており、男性を大きく上回っています。特に、精神的暴力の割合が高く、身体的暴力に限らない暴力が存在している状況です。

○暴力を受けても「相談しようとは思わなかった」とする割合が男女ともに高く、特に男性ではその傾向が顕著です。

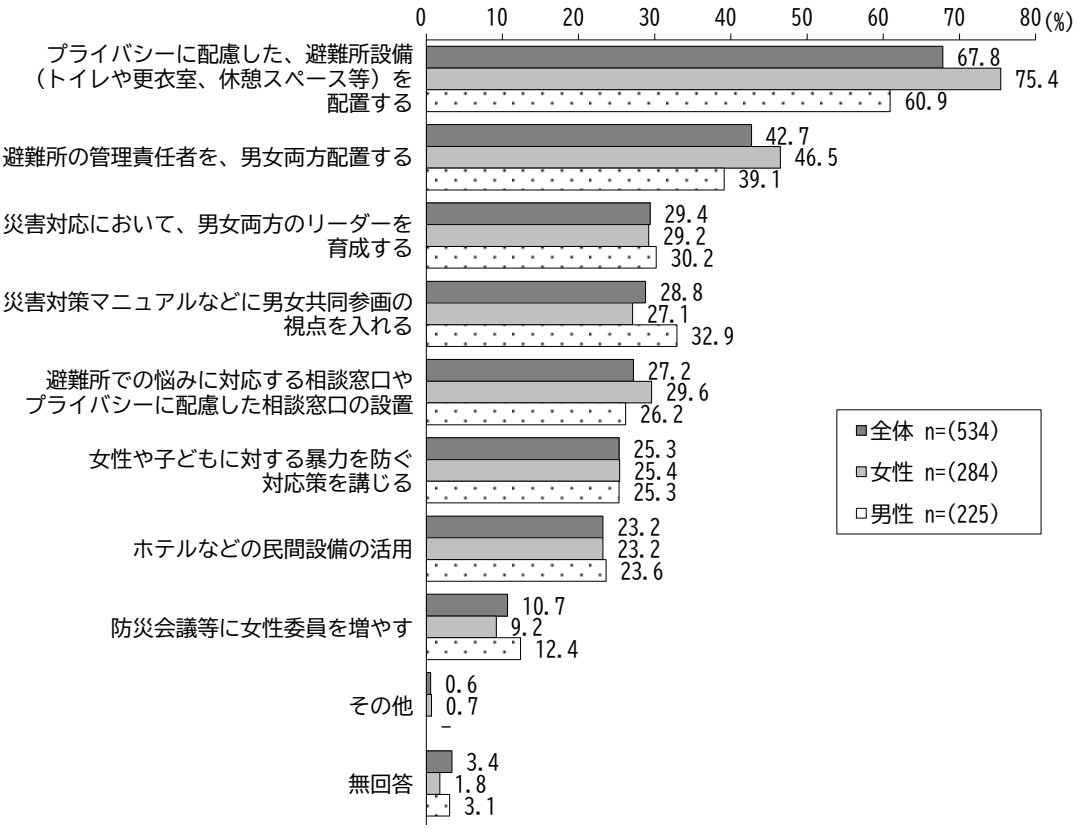
⇒配偶者等からの暴力は深刻な人権問題です。あらゆる暴力を許さないという意識の醸成に加え、相談窓口の周知、相談体制の充実等の環境整備を進めていく必要があります。

（５）防災について

①防災対策や避難所の運営で重要なこと

○全体では、「プライバシーに配慮した、避難所設備（トイレや更衣室、休憩スペース等）を配置する」が 67.8%で最も高く、次いで、「避難所の管理責任者を、男女両方配置する」(42.7%)、「災害対応において、男女両方のリーダーを育成する」(29.4%)、「災害対策マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」（28.8%）が続いています。

○性別でみると、男女ともに「プライバシーに配慮した、避難所設備（トイレや更衣室、休憩スペース等）を配置する」が最も高くなっており、女性（75.4%）が男性（60.9%）より 14.5 ポイント高くなっています。



資料：江戸川区「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査」（令和７年度）

【今後の課題】

○防災対策や避難所運営においては、プライバシーに配慮した設備整備を重視する割合が最も高く、特に女性でその傾向が強いことから、避難生活における安心・安全の確保に対するニーズが高いことがうかがえます。

○また、避難所運営における男女双方の責任者配置や、災害対応における多様な視点の必要性も認識されており、防災分野における男女共同参画の重要性が広がっていると考えられます。

⇒避難所環境の改善に加え、女性を含む多様な人材が防災の意思決定や運営に参画できる体制づくりを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の推進が必要です。

４　江戸川区男女共同参画推進計画における取組

江戸川区男女共同参画推進計画（平成 29 年度～令和８年度）においては、男女がともに能力を発揮し、仕事と生活を両立できる環境の整備や、あらゆる分野における女性の活躍の促進を課題として捉え、取組を進めてきました。また、男女共同参画に対する理解を深めるための意識啓発や教育を進めるとともに、地域活動への男女の参画を促し、多様な視点を地域づくりに反映するよう努めました。さらに、ＤＶやデートＤＶをはじめとする暴力の根絶、困難を抱える人への相談・支援体制の充実、生涯を通じた健康づくり等、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図りました。

重点目標１　仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

仕事と生活の調和した暮らしやすいまちの実現には、女性の活躍を推進するとともに、男女がともに仕事と生活を両立できる環境を整えることが重要です。

本区では、その実現を阻む性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、女性の再就職等に向けたセミナー、相談等の実施、創業支援等に取り組んでおり、一定の効果がみられます。また、保育施設の定員拡充により待機児童数は減少傾向がみられたほか、介護サービスに関する相談に繋がる機会が増える等、環境整備が進んでいると考えられます。

【今後の課題】

●男女共同参画等に関する講座への参加者数は増加傾向にあり、情報発信や周知の取組に一定の効果がみられる一方、参加者の年齢層に偏りがみられることから、若年層の関心を高め、参加を促す工夫が必要です。

●女性管理職数は増加傾向にあるものの、管理職全体に占める女性の割合は令和４年度以降横ばいで推移していることから、女性の管理職登用の更なる促進が課題となっています。

●保育施設の増設等により、令和４年度以降、待機児童数は０人を維持していましたが、令和８年度には０・１歳児で待機児童が発生しました。今後は、多様化する保育ニーズに対応しながら、必要な保育の受け皿を確保していくことが必要です。

重点目標２　男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる場面において性別による固定的な役割分担意識の解消や多様な性への理解促進が重要です。

本区では、男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員を対象とした人権研修や人権だよりの発行を通じて、人権意識の向上を図るとともに、子どもの年代に応じた男女共同参画に関する教育を実施しました。また、同性パートナー関係申出書受領証の交付を開始し、当事者への支援を行うとともに、制度の周知等を通じて、区民の多様な性に対する理解の促進を図りました。

【今後の課題】

●男女共同参画等に関する講座の開催について、オンライン配信等を活用し、会場に足を運ぶことが難しい人や幅広い世代が受講できる機会を確保する必要があります。

●広報紙に加えてＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、若年層をはじめ、より多くの区民に情報を届けるために情報発信方法の工夫が必要です。

●地域活動については、町会等における若年世帯の加入率が低いことから、若い世代の地域活動への関心を高め、町会への加入を促進するための効果的な周知が必要です。

●避難所における女性への配慮について協議を進めています。引き続き多様な視点を取り入れながら検討を重ね、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていく必要があります。

重点目標３　男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

男女を問わず誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、ＤＶ被害や貧困等、様々な困難を抱える人への支援を充実させるとともに、生涯を通じた健康支援を推進することが重要です。

本区では、ＤＶや人間関係、様々な悩みに関する相談件数が年々増加傾向にある中、必要な支援につなげるための体制を強化しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により妊産婦が孤立しやすい状況を踏まえ、相談しやすい環境づくりに取り組みました。さらに、すべての暴力の根絶に向け、関係機関との迅速な連携により、ＤＶ被害者の保護や自立に向けた支援の充実を図りました。

【今後の課題】

●困難を抱える人の中には、支援制度や相談窓口につながっていない人もいることが想定されるため、必要な情報を確実に届けられるよう、より効果的な周知方法を検討し、適切な支援につなげていく必要があります。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発については、若年層への働きかけが重要であることから、対象者に届きやすい訴求方法を検討するとともに、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用した啓発を進める必要があります。

●暴力の防止に向けては、啓発講座の開催やＤＶ相談カードの配置、ＳＮＳ等を活用した情報発信に取り組んでいます。今後も、暴力に関する正しい知識や相談窓口について日頃から周知することが重要であるため、多様な媒体や機会を活用した啓発を強化・継続していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え

１　将来のあるべき姿

「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」は、性別等に起因する差別や暴力などの人権侵害をなくし、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を解消して、誰もが安心と幸福を感じ、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指します。

性の平等と多様性を尊重する社会の推進に向けて、８つの基本理念を掲げています。

一　ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。
二　全ての人の性的指向及び性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。
三　全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。
四　全ての人が、性別等にかかわりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
五　学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。
六　全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
七　全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。
八　国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

条例の掲げる基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように設定します。

基本理念

誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現

２　重点的に取り組む課題

近年の国等の動向や本区の特徴を踏まえ、本計画における重点目標は以下のとおり設定します。

■重点目標１　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

男女共同参画に関する講座の開催や多様な媒体を活用した周知・啓発を通じて、男女共同参画意識の向上に取り組んできました。固定的な性別役割分担意識は、女性の多様な分野への参画を妨げる要因の一つとなっていますが、意識調査では、「夫は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な意見が平成 15 年と比べて大幅に増加し、７割以上を占めるなど、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識の変化がみられます。一方で、社会のあらゆる分野において男性が優遇されていると感じる区民も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っていることがうかがえます。また、同性パートナー関係申出書受領証の交付開始や性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）相談の開設など、当事者への支援や多様な性への理解促進に取り組んできました。今後も、男女共同参画や多様な性に関する正しい理解を広げ、一人ひとりの違いや生き方が尊重される環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定過程や地域活動、防災等のあらゆる場面への女性の参画を促進していきます。また、誰もが自分らしく生涯を通じて健康に暮らせるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発を含めた健康支援を進めていきます。

■重点目標２　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

意識調査では、「結婚や出産をしても仕事を続ける」という就業継続志向が男女ともに最も高く、仕事と生活の両立を望む区民が増えている一方、現実には男性は仕事を、女性は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実に乖離がみられます。これまで、結婚や出産・育児等を理由に離職した女性の再就職支援や、仕事と生活の両立に向けた育児・介護サービスの充実等に取り組んできましたが、育児と介護を同時期に担うダブルケアなど、両立をめぐる課題は多様化しています。今後も、女性が能力や意欲を生かして活躍できる環境づくりを進めるとともに、誰もが希望する働き方を選択し、仕事と生活を両立できるよう、区民や事業者への周知・啓発をはじめ、育児・介護サービスの充実等、女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めていきます。

■重点目標３　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

本区の夫婦関係や親子関係に関するＤＶ相談件数は減少傾向にありますが、意識調査ではパートナーから何らかの暴力を受けた経験がある女性は約半数に達し、男性を大きく上回っています。また、暴力を受けた人のうち、相談しなかった人が過半数を占めており、被害があっても相談や支援につながっていない人がいることがうかがえます。これまで、暴力の根絶に向けて講座や情報発信を通じた意識啓発に取り組んできましたが、今後も暴力に関する正しい理解を促し、未然防止を図るとともに、被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援につながることのできる環境を整えていきます。また、ＤＶをはじめ、様々な背景によって困難を抱える人がいることを踏まえ、女性支援新法の趣旨を踏まえた相談体制の強化や関係機関との連携を進め、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させていきます。

3　計画の体系

基本理念

誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現

重点目標	課題	方向性
～1～ 性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	①男女共同参画の意識啓発・教育の推進 ②人権教育を通じた多様な性への理解促進
	（2）男女共同参画による地域の活性化	①政策・方針決定過程における女性参画の推進 ②地域活動における男女共同参画の促進 ③男女共同参画の視点による地域防災力の向上
	（3）生涯を通じた健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発 ②ライフステージに応じた健康づくりの推進
～2～ 仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（1）就業における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	①職場における男女共同参画の推進 ②あらゆる分野における女性の活躍推進 ③事業者等による働きやすい環境づくりの促進
	（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援 【女性活躍推進計画】	①多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進 ②多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進
～3～ 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（1）すべての暴力の根絶 【配偶者暴力防止基本計画】	①暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進 ②若年層に向けた成長に応じた啓発の推進 ③配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実 ④被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実
	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援 【困難女性支援基本計画】	①誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進 ②当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実 ③関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

第４章　目標の達成に向けた取組

重点目標 1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

課題（１）性の平等と性の多様性への理解促進

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭、学校、地域、職場など様々な場において、男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の充実を図ります。また、人権教育・啓発を通じて、多様な性に対する正しい理解を促進するとともに、一人ひとりの人権や個性が尊重される意識の醸成に取り組みます。身体的な性別や性的指向、性自認等にかかわらず、誰もが互いの違いを認め合い、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

方向性①　男女共同参画の意識啓発・教育の推進

男女共同参画に関する理解を深めるため、広報誌やＳＮＳ等の多様な媒体を活用して意識啓発を推進します。また、あらゆる機会を捉えて教育・学習機会の充実を図ります。

方向性②　人権教育を通じた多様な性への理解促進

人権教育・研修を通じて、多様な性に関する正しい理解を深め、人権尊重意識の向上を図ります。また、多様な性に関する相談窓口の周知を進めます。

課題（２）男女共同参画による地域の活性化

地域における様々な活動や政策・方針決定の過程に、男女がともに参画し多様な意見や視点を生かすことは、地域の活力を高め、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成につながります。政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域活動への男女の参画を支援し、地域の課題や防災活動においても多様な視点が生かされる環境を整えることで、男女がともに地域づくりを担う社会の実現を目指します。

方向性①　政策・方針決定過程における女性参画の推進

区職員の人事配置や審議会等の各種会議体における女性の参画を促進し、男女が対等な立場で能力を発揮できる環境を整えることで、多様な視点や意見を政策・方針の決定に反映します。

方向性②　地域活動における男女共同参画の促進

活力ある地域の実現に向けて、地域のあらゆる活動に多様な意見を反映させ、地域活動への参加意識を高めるとともに、誰もが参画しやすい環境づくりを推進します。

方向性③　男女共同参画の視点による地域防災力の向上

地域防災計画の改定に向けた政策・方針決定過程や防災訓練・避難所運営訓練等の場に男女共同参画の視点を取り入れ、多様なニーズを生かした防災対策を推進します。

課題（３）生涯を通じた健康支援

男女が生涯にわたり心身ともに健康で、自分らしく生活するためには、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、自らの健康について考え、選択できることが重要です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解を広めるとともに、性別やライフステージに応じた健康課題を踏まえ、必要な情報や支援につながることができる環境を整え、生涯を通じた健康づくりを推進します。

方向性①　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への理解を深め、性や妊娠・出産、性感染症等に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、性別等による健康課題に関する必要な情報提供や相談支援を行うほか、成長に合わせた性教育や相談支援を行います。

方向性②　ライフステージに応じた健康づくりの推進

誰もが生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに応じた心身の健康づくりを推進します。

重点目標 2

仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

課題（１）就業における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

誰もが性別にかかわらず、その能力や個性を生かしながら、希望する働き方を実現できる環境を整えることが重要です。職場における男女共同参画の推進やあらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場環境の整備を支援し、誰もが仕事と生活を両立しながら活躍できる社会の実現を目指します。

方向性① 職場における男女共同参画の推進

庁内において公平な採用・昇進や能力開発の機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や講座等を通じ、仕事と生活を両立しやすい環境づくりを推進します。

方向性② あらゆる分野における女性の活躍推進

再就職を目指す女性に向けたセミナーの開催や相談支援、情報提供を行うほか、女性活躍推進に関する周知啓発や起業を目指す女性に向けた支援の充実等を推進します。

方向性③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進等に取り組んでいる企業等に対し、様々な支援を行い、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

課題（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援【女性活躍推進計画】

共働きの増加や高齢化の進展を踏まえ、育児や介護等と仕事を両立しながら、誰もが希望する働き方を選択できる環境を整える必要があります。ライフステージに応じた多様な働き方の実現に向け、育児・介護を支えるサービスや制度の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識を社会全体に浸透させ、男女がともに働き続けることのできる環境づくりを推進します。

方向性① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進

男女ともに働きながら安心して子育てができるよう、多様なニーズに応じた保育サービスや子育て支援の充実を図ります。

方向性② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

男女ともに働きながら安心して介護ができるよう、介護者の負担軽減のための各種介護サービスや相談支援等の充実を図ります。

重点目標 3

誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題（１）すべての暴力の根絶【配偶者暴力防止基本計画】

暴力は、被害者の尊厳を傷つけ、生活や心身に深刻な影響を及ぼす、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。あらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、幅広い世代に向けた啓発を進め、暴力やハラスメントに関する正しい理解を深め、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。また、配偶者等からの暴力について、被害の早期発見・早期対応を図るとともに、相談から自立まで切れ目のない支援を充実させます。

方向性① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

区民一人ひとりが、いかなる暴力やハラスメント等も容認しないという意識を持てるよう、暴力やハラスメント等に関する意識啓発と相談窓口の周知をより一層強化します。

方向性② 若年層に向けた成長に応じた啓発活動の推進

デートＤＶ（交際相手からの暴力）の防止に向けて、学校等での啓発講座の実施等を通じて若年層の意識啓発を強化します。

方向性③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実

暴力の被害者が困難を抱え込まないように、相談窓口の周知の強化に取り組みます。また、被害者を適切に支援するために関係機関との連携・協働の強化を図ります。

方向性④ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実

暴力の被害者の早期発見に向けた相談窓口等の周知を図るとともに、被害者の早期の安全確保を行い、自立に向けた支援を推進します。

課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援【困難女性支援基本計画】

性別や年齢、家庭環境、経済状況等に起因する生きづらさや困難は、複合的な要因が重なって生じることがあり、こうした困難を抱える人が地域で孤立することなく必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知や相談・支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携・協働を進め、切れ目のない支援を推進します。

方向性① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進

様々な困難な問題を抱える人が相談につながることができるよう、様々な相談窓口を設置し、周知を図ります。

方向性② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実

様々な困難な問題を抱える人に寄り添った相談を行い、適切な支援につなげ、就労支援や経済的支援等の自立支援を行います。

方向性③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

困難を抱える当事者を取りこぼさないために、関係機関等が主体的に連携・協働し、相談支援体制の強化を図ります。

第５章　実施事業

重点目標 1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち

課題（１）性の平等と性の多様性への理解促進

方向性①　男女共同参画の意識啓発・教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ＳＤＧｓを通じた男女共同参画の考え方などの周知	ＳＤＧｓに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図ります。	ともに生きるまち推進課
2	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知（区民等に向けた広報）	各所属からの依頼により、広報誌やホームページ、ＳＮＳ等への掲載を継続して実施します。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整を行います。	広報課
3	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行います。	職員課
4	男女共同参画意識に関する区職員向け研修等の実施【新】	区の全職員に向けて男女平等参画に関するｅ－ラーニングを実施し、周知啓発を行います。 また、令和４年度に作成した『男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン』について、適宜、内容の更新を行い区の全職員へ周知します。	人権･男女共同参画推進センター
5	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図ります。	人権･男女共同参画推進センター
6	男女共同参画等に関する情報紙の発行	男女共同参画等に関する情報紙を発行し、男女共同参画等の理解促進を図ります。	人権･男女共同参画推進センター
7	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知（区民等に向けた啓発）	性の平等と多様性を尊重する社会の実現に向け、男女共同参画等に関する情報の周知・啓発を行います。	人権･男女共同参画推進センター
8	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図ります。	人権･男女共同参画推進センター
9	幼児に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図ります。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
10	児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図ります。	教育指導課
11	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮します。	全庁

方向性② 人権教育を通じた多様な性への理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
12	性の多様性に関する啓発【新】	性の多様性の啓発に関する講座等の実施とともに、相談窓口等の周知を行います。	人権・男女共同参画推進センター
13	性の多様性に関する区職員向け研修等の実施【新】	区の全職員に向けて性の多様性に関するｅ－ラーニングを実施し、周知啓発を行います。 また、平成 30 年度に作成した『性的指向・性同一性（性自認）に関するガイドライン（職員用）』について、適宜、内容の更新を行い区の全職員へ周知します。	人権・男女共同参画推進センター
14	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行います。	人権・男女共同参画推進センター
15	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、２年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指します。また、その取組の成果を他校に周知します。	教育指導課
16	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年３回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行います。	教育指導課
17	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図ります。	教育指導課
18	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図ります。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	担当課
(10)	発行物における表現の配慮【再掲】	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮します。	全庁

課題（２）男女共同参画による地域の活性化

方向性① 政策・方針決定過程における女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
19	区職員の人事配置における配慮	政策・方針意思決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指します。	職員課
20	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮します。	全庁
21	会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮します。	全庁

方向性② 地域活動における男女共同参画の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
22	安全・安心まちづくり運動	区民･企業･関係機関等が行う様々な活動を継続･発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供します。	地域防犯防災課
23	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供します。	環境課
24	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援します。	水とみどりの課
25	町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援します。	地域振興課

方向性③ 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
26	地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組みます。	防災危機管理課
27	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかけます。	地域防犯防災課

課題（３）生涯を通じた健康支援

方向性① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する普及啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
28	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発を行います。	人権･男女共同参画推進センター
29	プレコンセプションケア支援事業（プレコン相談）【新】	若い世代を対象にヘルスチェック及び専門相談等ができ、将来の妊娠に備えた健康意識の向上を促すことを目的とした相談支援等を実施します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
30	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、Ｘ（旧ツイッター）に掲載します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
31	健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
32	ＨＰＶワクチン（子宮頸がんワクチン）の個別周知【新】	定期接種の対象者（女子）には、予診票を送付し、また、任意接種の対象者（男子）にはハガキを送付し、個別周知に取り組みます。	保健予防課
33	性感染症相談及びＨＩＶ検査の実施	電話や面談による性感染症相談、ＨＩＶ検査を実施します。	保健予防課
34	青少年層へのＨＩＶ対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行います。	保健予防課

方向性② ライフステージに応じた健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
35	高齢者の外出促進・生きがいづくり【新】	高齢者の健康増進や、生きがいづくり等のため、江戸川区独自の軽運動である「リズム運動」等を推進します。	福祉推進課
36	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施します。	福祉推進課
37	生きがい等促進事業「高齢者向けディスコ」【新】	ディスコを通じて心身の健康増進を図るとともに、新たな生きがいを提供します。	福祉推進課
38	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施します。	健康推進課
39	産婦健康診査【新】	母体の身体機能の回復及び産後うつ予防等を図る観点から、出産後間もない時期に実施する産婦健康診査の費用を助成します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
40	産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図ります。	健康サービス課（健康サポートセンター）
41	妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施します。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図ります。	健康サービス課（健康サポートセンター）
42	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
43	妊婦全数面接事業（ぴよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげます。	健康サービス課（健康サポートセンター）
44	妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常の生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行います。	健康サービス課（健康サポートセンター）

No.	事業名	事業内容	担当課
45	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関しての相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
46	多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
47	２か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
48	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行います。	健康サービス課（健康サポートセンター）
49	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行います。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単便利に準備できるよう食環境整備事業として「Ｅｄｏｇａｗａまいにちごはん」事業を実施します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
50	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨します。	学務課

重点目標 2

仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち

課題（１）就業における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

方向性① 職場における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
51	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行います。	職員課
52	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施します。	職員課
(7)	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知（区民等に向けた啓発）【再掲】	性の平等と多様性を尊重する社会の実現に向け、男女共同参画等に関する情報の周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進センター
53	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施します。	人権・男女共同参画推進センター

方向性② あらゆる分野における女性の活躍推進

No.	事業名	事業内容	担当課
54	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援します。	地域振興課
55	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施します。	地域振興課
56	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施します。	地域振興課
57	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施します。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置します。	地域振興課

No.	事業名	事業内容	担当課
58	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知（産業団体等に対する周知）	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行います。	産業振興課
59	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施します。	経営支援課

方向性③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進

No.	事業名	事業内容	担当課
60	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整えます。	職員課
61	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行います。	契約課
62	公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けます。	契約課
63	労働環境整備助成金【新】	従業員のための職場環境整備や就業規則の作成・変更に係る経費の一部を助成します。	経営支援課
64	ＳＤＧｓの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでＳＤＧｓの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行います。	経営支援課
65	長期育児休業支援制度	国制度（２歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図ります。	子育て支援課

課題（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援
【女性活躍推進計画】

方向性① 多様な働き方を可能とする育児の支援基盤整備の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
66	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
67	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
68	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
69	一時保育（私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応します。	子育て支援課
70	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整えます。	子育て支援課
71	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整えます。	子育て支援課
72	休日保育の実施【新】	認可保育園在園児で休日保育を要する家庭に向けて船堀第二保育園で実施します。	保育課
73	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応します。	保育課
74	保育ママ	生後９週目から１歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整えます。	保育課
75	緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（１歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
76	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応します。 令和３年度からは、15 時～22 時までの間、預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施します。 令和７年度からは、休日の日中に宿泊を伴わない預かり事業を実施する休日デイサービスを実施します。	相談課（こども家庭センター）
77	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応します。	相談課（こども家庭センター）
78	子どもに関する総合相談	18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付けます。	相談課（こども家庭センター）
79	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行います。	健康サービス課（健康サポートセンター）
80	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図ります。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応します。	健康サービス課（健康サポートセンター）
81	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導を行います。	健康サービス課（健康サポートセンター）
82	パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び０歳から２歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぎます。	健康サービス課（健康サポートセンター）
83	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援します。 ※令和３年４月より、学童クラブの実施時間を 19 時までに延長しています。	教育推進課

No.	事業名	事業内容	担当課
84	ショートサポート保育（区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図ります。	学務課
85	親子ひろば あい♤あい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図ります。	学務課

方向性② 多様な働き方を可能とする介護の支援基盤整備の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
86	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置します。	福祉推進課
87	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行います。	介護保険課
88	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図ります。	介護保険課
89	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深めます。	介護保険課
90	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行います。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図ります。	介護保険課
91	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図ります。	障害者福祉課

重点目標 3 誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち

課題（１）すべての暴力の根絶【配偶者暴力防止基本計画】

方向性① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
92	暴力・ハラスメント防止の啓発【新】	暴力・ハラスメント防止啓発講座等を実施します。 併せて、区ホームページへの掲載や相談窓口リーフレット等の配置等により、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について周知します。	人権・男女共同参画推進センター
93	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行います。	人権・男女共同参画推進センター

方向性② 若年層に向けた成長に応じた啓発活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
94	デートＤＶ防止講座	主に中学校・高校でのデートＤＶに関する啓発講座を実施します。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発を行います。	人権・男女共同参画推進センター
95	デートＤＶ予防動画	デートＤＶ予防動画を公開し、デートＤＶ防止の啓発を行います。	人権・男女共同参画推進センター
96	若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いＳＮＳ、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開します。	人権・男女共同参画推進センター

方向性③ 配偶者等からの暴力被害者に対する相談・支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
97	ＤＶ相談カードの配置【新】	配偶者やパートナー等からの暴力について悩んでいる方に相談窓口を知ってもらうため、区内各施設等にカードを設置します。	人権・男女共同参画推進センター
98	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、ＤＶ証明書・保護命令に必要な証明書の発行を行います。	人権・男女共同参画推進センター
99	ＤＶ相談	ＤＶ被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画推進センター
100	ＤＶ被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してＤＶ被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行います。	人権・男女共同参画推進センター

方向性④ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
101	犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・ＳＡＲＣ東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行います。	人権・男女共同参画推進センター
(92)	暴力・ハラスメント防止の啓発【新】【再掲】	暴力・ハラスメント防止啓発講座等を実施します。 併せて、区ホームページへの掲載や相談窓口リーフレット等の配置等により、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について周知します。	人権・男女共同参画推進センター
(97)	ＤＶ相談カードの配置【新】【再掲】	配偶者やパートナー等からの暴力について悩んでいる方に相談窓口を知ってもらうため、区内各施設等にカードを設置します。	人権・男女共同参画推進センター
(98)	配偶者暴力相談支援センターの運営【再掲】	配偶者からの暴力に関する電話相談や、ＤＶ証明書・保護命令に必要な証明書の発行を行います。	人権・男女共同参画推進センター
(99)	ＤＶ相談【再掲】	ＤＶ被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画推進センター
(100)	ＤＶ被害者支援ネットワーク連絡会【再掲】	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してＤＶ被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行います。	人権・男女共同参画推進センター

課題（２）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援【困難女性支援基本計画】

方向性① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
102	ひとり親家庭のしおりの作成・配布【新】	ひとり親家庭に関する制度や施策をまとめた冊子を作成し、関係部署の窓口で対象者に配布するとともに、区のホームページに掲載します。	人権・男女共同参画推進センター
103	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題や、ＬＧＢＴＱの方が抱える問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介します。 法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行います。	人権・男女共同参画推進センター
104	ハラスメント相談支援	ハラスメントの相談先が分からず悩んでいる区民から相談内容を伺い、適切な支援先を案内します。	人権・男女共同参画推進センター
105	おくやみコーナー窓口の運営【新】	死亡した区民に係る手続きを行う遺族等に対し、必要となる諸手続きの相談、案内及び受付を実施します。	区民課
106	福祉総合窓口の実施【新】	バリアフリーを実施し、多言語対応タブレット、オンライン相談等も活用し、誰もが暮らしやすい環境づくりを行います。	福祉推進課 介護保険課 障害者福祉課

方向性② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
107	同性パートナー関係申出書受領証の交付【新】	要件を満たす同性パートナー関係にある方から同性パートナーシップ関係である旨の申出書を受領し、「同性パートナー関係申出書受領証」を交付します。また、申請時に「ＬＧＢＴＱ」に関する法律相談や結婚パスポート、東京都性自認及び性的指向に関する専門相談の案内をします。	人権・男女共同参画推進センター
108	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応します。	人権・男女共同参画推進センター
109	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施します。	人権・男女共同参画推進センター

No.	事業名	事業内容	担当課
110	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣します。	人権・男女共同参画推進センター
111	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、１５万円を上限に貸付を行います。	人権・男女共同参画推進センター
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために６か月以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給します。	人権・男女共同参画推進センター
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給します。	人権・男女共同参画推進センター
114	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成します。	人権・男女共同参画推進センター
115	母子生活支援施設	様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談や援助を進めながら自立を支援します。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
116	女性相談支援【新】	女性相談支援員が困難な問題を抱える女性一人ひとりに寄り添い、適切な助言や切れ目のない包括的な支援を行う。	人権・男女共同参画推進センター
117	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施します。	清掃課
118	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図ります。	地域振興課
119	若者きずな塾	社会に一歩を踏み出せない 35 歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援します。	地域振興課
120	みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労ブランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援を行います。	福祉推進課
121	認知症（若年性認知症）支援【新】	認知症の方やその家族の悩み事等について相談できる窓口を設置し、医療・介護等、その方に必要な支援につなぎます。	介護保険課

No.	事業名	事業内容	担当課
122	高齢者虐待に関する相談【新】	虐待を受けている高齢者を発見した場合、区が通報を受け、熟年相談室が事実確認を行い、適宜必要な支援を行います。 高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。辛いとき、疲れてしまったときは、ご相談ください。	介護保険課
123	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成します。	介護保険課 障害者福祉課
124	ひきこもり相談・居場所事業【新】	ひきこもり状態の方やその家族等を対象に電話・ＬＩＮＥ・メール・来所・訪問等様々なツールによる相談支援や、安心して過ごすことができる居場所の運営を行います。	生活援護管理課
125	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しします。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図ります。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
126	児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ります。	児童家庭課
127	児童虐待相談対応	すべての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保証するため、子どもの最善の利益を優先した相談援助を行います。	児童相談所援助課
128	社会的養護自立支援（退所後支援）	施設や里親等を退所する児童等に対し、支援計画の作成や相談支援、相互交流の場や居場所の提供により、自立へ向けた支援を行います。	児童相談所援助課
129	親子のより良い関係づくりを支援するための親子関係形成支援事業	子育てに難しさや不安を感じている保護者に対し、親子関係を良好にするための講座や支援を行います。ペアレントトレーニングの講座等を通じて理解を深め、適切な関わり方を学ぶことで良好な親子関係の構築を図ります。	相談課（こども家庭センター）

No.	事業名	事業内容	担当課
130	ヤングケアラー支援事業（普及啓発、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー相談支援等補助事業）【新】	社会的認知度の向上、早期発見・早期支援のための相談支援体制の充実、ヤングケアラーの状態にある子どもたちへの支援の推進を行います。	相談課（こども家庭センター）
131	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行います。	健康サービス課（健康サポートセンター）
132	助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成 30 年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和３年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	教育推進課
133	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援します。	教育推進課
134	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援します。	教育推進課
135	スクールソーシャルワーカーの配置・巡回【新】	性別や家庭環境など多様な背景に配慮し、児童・生徒や家庭への相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら問題解決に取り組みます。	教育相談センター
136	エンカレッジサポーター【新】	不登校や登校に不安を抱える児童・生徒に対し、性別や背景にかかわらず一人一人の状況に応じた校内別室での居場所づくりや学習の見守りを行い、安心して学校生活を送れるように支援します。	教育相談センター
137	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行います。	全庁

方向性③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
138	行政相談委員との連携強化	委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行います。	総務課
139	人権擁護委員との連携強化	法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員による、人権相談や児童・生徒等を対象とした啓発活動について、協力します。	人権・男女共同参画推進センター
(115)	母子生活支援施設【再掲】	様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談や援助を進めながら自立を支援します。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
140	困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議【新】	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に図るため、代表者会議及び個別ケース検討会議（随時）を開催し、関係機関が連携しながら、必要な事項の協議と情報共有を行います。	人権・男女共同参画推進センター
141	地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援します。	福祉推進課
142	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家などに提供し、平常時からの見守りに活用します。	福祉推進課

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）区の推進体制

●人権・男女共同参画推進センターを男女共同参画推進の拠点として、関係機関との連携やワーク・ライフ・バランス講座、女性に対する暴力相談事業などの事業を一層充実していきます。

●配偶者からの暴力被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、関係機関との緊密な連携による被害者の保護及び暴力防止に取組みます。

●男女共同参画に関する研修や事業の推進を通じて、職員一人ひとりに対する理解の浸透を図ります。

●本計画の推進にあたっては、人権・男女共同参画推進センターが中心となり、男女共同参画の視点から各施策を点検するとともに、計画の実効性の確保に取組みます。

（２）多様な主体との協働

男女共同参画社会実現のために、区が率先して課題に取組むとともに、同時に区民・事業者・関係機関等の多様な主体と連携・協働することにより、それぞれの特性を生かした主体的な取組を促進していきます。

区は、相談支援体制の充実や様々な機会をとらえた情報提供、意識啓発などにより、区民等と一丸となって男女共同参画を推進していきます。

２　計画の進行管理

計画に位置づけられる事業については各部署による進捗管理のもと、公募区民や学識経験者等で構成する江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議において効果の検証、評価を行い、社会情勢の変化などに応じて見直していきます。

また、本計画の実施事業は５年後に見直しを行い、施策の調整及び進行管理を行います。

３　計画の指標

本計画の取組の進捗状況を確認する指標を設定します。

項目	現状値	目標値	出典
人権課題「性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱなど）」に関心がある人の割合	17.4% （令和８年度）	17.5% （令和 12 年）	区民世論調査 （毎年実施）
『「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある』に対し、「どちらかというとそう思わない」、「そう思わない」と回答する子どもの割合	56.1% （令和７年度）	増加	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査（子ども向け） （５年に１回実施）
『「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方はよい』に対し、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答する人の割合	72.1% （令和７年度）	増加	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査（大人向け） （５年に１回実施）
「社会全体」で『男女の地位は「平等になっている」』と回答する人の割合	26.6% （令和７年度）	増加	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査（大人向け） （５年に１回実施）
審議会等における女性委員の割合	29.9% （令和８年度）	30%以上	江戸川区実績 （毎年実施）
防災会議における女性委員の割合	20.9% （令和８年度）	30%以上	江戸川区実績 （毎年実施）
子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率	子宮頸がん：23.9% （令和６年度） 乳がん：22.5% （令和６年度）	子宮頸がん：24.2% （令和 11 年度） 乳がん：19.5% （令和 11 年度）	東京都保健医療局報告 （毎年実施）

項目	現状値	目標値	出典
区男性職員における育児休業の取得率 （１）男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率 （２）男性職員の育児休業取得率について、２週間以上の取得率	（１）96.9% （２）－ ※ （令和７年度） ※令和７年度以前は、１週間以上の取得率について目標設定・公表	（１）100% （２） 90% （令和 12 年）	次世代育成支援対策推進法に基づく江戸川区特定事業主行動計画の検証 （毎年実施）
ＤＶ被害者支援ネットワーク連絡会の開催回数	１回 （令和７年度）	毎年１回以上	江戸川区実績 （毎年実施）
困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議（代表者会議）の開催回数	１回 （令和７年度）	毎年１回以上	江戸川区実績 （毎年実施）

関係資料

1　計画の策定経緯

日時	会議	内容
令和７年７月 25 日	令和７年度第１回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　江戸川区からの報告 ２　(案)江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査　調査項目等について
令和７年 10 月 23 日	令和７年度第２回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　江戸川区からの報告 ２　江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について
令和７年 12 月 12 日	令和７年度第３回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　江戸川区からの報告 ２　江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について
令和８年７月 21 日	令和８年度第１回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　江戸川区からの報告 ２　次期男女共同参画推進計画の骨子案について
令和８年９月７日 （書面開催）	令和８年度第２回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　現行計画の令和７年度実施状況及び区の附属機関等における女性の登用状況について ２　次期計画の体系及び事業一覧（案）について
令和８年 10 月 20 日	令和８年度第３回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	１　江戸川区からの報告 ２　次期男女共同参画推進計画の素案について
令和８年 11 月 20 日	令和８年度第４回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	（開催予定）
令和８年２月 12 日	令和８年度第５回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	（開催予定）

※令和7年度は、計画策定の基礎資料となる区民意識調査について審議を行いました。

2　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例

令和四年三月三十日条例第二号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本的施策（第九条―第十四条）
第三章　推進体制（第十五条・第十六条）
第四章　雑則（第十七条・第十八条）
付則

日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下の平等の理念の下、国においては、男女雇用機会均等法をはじめとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきました。江戸川区においても、平成十九年に江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害や、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的慣行等により生きづらさを抱える人々が、依然として存在するなど、課題は多く残されています。

性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人一人が、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要です。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いです。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域等で制限や排除がされてはなりません。私たちは一人一人異なる存在ですから、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方なども様々です。性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした私たち区民の安心と幸福につながります。

江戸川区はここに、ともに生きるまちを目指す条例（令和三年六月江戸川区条例第十九号）が掲げるまちの姿を踏まえ、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関し、その基本となる理念を具体的に明らかにし、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、教育関係者及び事業者の責務並びに区の施策の基本的事項等を定めることにより、性の平等と多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

一　性の平等と多様性を尊重する社会　全ての人が、性別等に起因した不当な差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、排除されることなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会をいう。

二　性別等　性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。以下同じ。）、性的指向及び性自認をいう。

三　性的指向　異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛又は性愛の対象としない無性愛等、人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。

四　性自認　自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等自らの性に対する自己認識をいう。

五　ドメスティック・バイオレンス等　配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の者に対して行うつきまとい行為をいう。

六　ハラスメント　他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、不当に相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。

七　メディア・リテラシー　多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。

八　区民等　江戸川区内（以下「区内」という。）に居住する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動をする者をいう。

九　教育関係者　区内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

十　事業者　営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第三条　区は、次に掲げる事項を基本理念として、性の平等と多様性を尊重する社会を推進する。

一　ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。

二　全ての人の性的指向及び性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。

三　全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること。

四　全ての人が、性別等にかかわりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

五　学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること。

六　全ての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができること。

七　全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

八　国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

（区の責務）

第四条　区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2　区は、区民等、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、協力して性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

（区民等の責務）

第五条　区民等は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

2　区民等は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第六条　教育関係者は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、これを行うよう努めるものとする。

2　教育関係者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条　事業者は、性の平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、事業活動を行うに当たり、これを実現するよう努めるものとする。

2　事業者は、全ての人が家庭、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

3　事業者は、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会を実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

（禁止事項等）

第八条　何人も、ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2　何人も、個人の性的指向、性自認に関して、正当な理由なく、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3　何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

第二章　基本的施策

（推進計画）

第九条　区は、基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的に性の平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

2　推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第十五条第一項に規定する江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議の意見を聴くものとする。

3　区は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4　区は、毎年、推進計画に基づく性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策の進捗状況を公表するものとする。

（推進施策）

第十条　区は、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するため、推進計画に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

一　ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害の根絶に向けた施策

二　多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策

三　性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策

四　政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における性の平等と多様性を尊重する社会を推進するための施策

五　学校教育、社会教育その他の教育の場において、性の平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成及びメディア・リテラシーの育成に向けた施策

六　性別等にかかわりなく、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策

七　生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確保に向けた施策

八　国際社会及び国内における性の平等と多様性を尊重する社会に係る取組についての理解及び推進に向けた施策

九　前各号に掲げるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会を実現するために必要な施策

（積極的改善措置）

第十一条　区は、性別等に起因する理由により参画する機会に不均衡があると認める場合には、区民等、教育関係者及び事業者と協力し、格差是正のために必要な措置が講ぜられるよう努めるものとする。

（附属機関等の委員）

第十二条　区は、附属機関等の委員の構成について、男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）の数が均衡するよう努めるものとする。

（災害対応における配慮）

第十三条　区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、性の平等と多様性を尊重する社会の視点に十分配慮するものとする。

（拠点の整備）

第十四条　区は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進を図るための拠点を整備するものとする。

第三章　推進体制

（推進会議）

第十五条　性の平等と多様性を尊重する社会を推進するため、江戸川区長（以下「区長」という。）の附属機関として、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2　推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

一　推進計画の評価、変更その他推進計画に関する重要事項に関すること。

二　区における性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

3　推進会議は、前項に定めるもののほか、性の平等と多様性を尊重する社会の実現に関し必要があると認めた事項について、調査及び研究を行い、区長に意見を述べることができる。

4　推進会議は、区長が委嘱する十二人以内の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（苦情申出）

第十六条　区民等、教育関係者及び事業者は、区に対して、区が実施する性の平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策に係る苦情を申し出ることができる。

2　区は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区が必要と認めるときは、推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。

3　区は、第一項の規定による苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第四章　雑則

（変化への対応）

第十七条　区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

（委任）

第十八条　この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第三項の規定により策定されている江戸川区男女共同参画推進計画は、第九条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

3　江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議委員名簿

令和８年７月 21 日現在

	区分	氏名		団体等
1	学識経験者	横山（よこやま）　和子（かずこ）	会長	ハリウッド大学院大学 客員教授 International Career Development(株) 代表取締役
2		浦岡（うらおか）　由美子（ゆみこ）	副会長	ふなぼり駅前法律事務所 江戸川区法律相談協力会会員
3	区民等	阿部（あべ）　兼一（けんいち）		連合江戸川地区協議会 副議長 アターブル松屋労働組合 書記長
4		飯塚（いいづか）　倫弘（ともひろ）		江戸川区ケアマネジャー協会 理事
5		五十嵐（いがらし）　一嘉（かずよし）		江戸川区人権教育推進委員会 委員長 江戸川区立西一之江小学校 校長
6		加納（かのう）　志野（しの）		ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千 代表取締役
7		髙橋（たかはし）　淳子（じゅんこ）		区民
8		原島（はらしま）　裕紀（ゆうき）		区民
9		松下（まつした）　幸博（ゆきひろ）		篠崎地区連合町会 顧問
10		三田（みた）　栄一郎（えいいちろう）		江戸川区立小学校ＰＴＡ連合協議会 会長
11		宮本（みやもと）　道子（みちこ）		東京人権擁護委員協議会江戸川地区委員会 会長
12		守（もり）　伸之（のぶゆき）		東京商工会議所江戸川支部 副会長 守製鋲株式会社 代表取締役社長

4　男女共同参画に関する年表

<国際婦人年以降の男女共同参画施策に関する国内外の動き>

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
1975 昭和50	・国際婦人年 （目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 ・国連総会、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の十年」に決定	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上を図る決議」を採択 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置		
1976 昭和51		・女子教育職員、看護婦、保母等に関する育児休業法施行 ・民法・戸籍法改正、施行【離婚後の婚氏続称制度新設】	・都民生活局婦人計画課設置	
1977 昭和52		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定 ・児童福祉法施行令改正【男性保育職員の途を開く】		
1978 昭和53			・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 ・婦人問題解決のための東京都行動計画策定　○計画期間：昭和54～60年度	
1979 昭和54	・国連総会　女子差別撤廃条約を採択			
1980 昭和55	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（第２回世界女性会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択	・女子差別撤廃条約署名		
1981 昭和56	・国際労働機関（ＩＬＯ）【家族的責任条約】を採択 ・女子差別撤廃条約発効	・民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行【配偶者の法定相続分１／３から１／２へ】 ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」を発表		
1982 昭和57	・国連総会「国際平和および協力の促進における女性の参加に関する宣言」を採択		・東京都婦人問題協議会答申「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」	・江戸川区婦人総合計画策定
1983 昭和58			・婦人問題解決のための新東京都行動計画策定「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」 ○計画期間：昭和58～65年度（平成２年度）	
1984 昭和59		・第１回日本女性会議開催		
1985 昭和60	・「国連婦人の十年」最終年世界会議（第３回世界女性会議）（ナイロビ）	・国籍法及び戸籍法改正、施行【子の国籍取得父母両系血統主義採用、配偶者帰化条件	・東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	・長期計画の基本的施策に「婦人の自立と社会参加」を位置づけ

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
	「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	男女同一化】 ・生活扶助基準額男女差解消実施 ・女子差別撤廃条約批准		
1986 昭和61		・「婦人問題企画推進有識者会議」を発足 ・男女雇用機会均等法施行 ・改正国民年金法施行【第3号被保険者制度導入】		
1987 昭和62		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を決定 男女共同参画型社会の形成をめざす	・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」	
1988 昭和63		・農林水産省「農山漁村婦人の日（毎年3月10日）」を設定		
1989 昭和64/ 平成元	・国連総会【児童の権利条約】採択	・新学習指導要領告示【中学・高校での家庭科の男女共修】	・東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」	
1990 平成２	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）を採択 ・【児童の権利条約】発効		・東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」	
1991 平成３		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第１次改定）」を決定	・女性問題解決のための東京都行動計画策定 「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」 〇計画期間：平成３～12年度 ・東京都男女平等推進基金設置	
1992 平成４		・育児休業法施行【男女共通の育児休業制度】 ・婦人問題担当大臣を設置	・財団法人東京女性財団設立	
1993 平成５	・国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言及び行動計画採択【女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、女性に対する暴力の撤廃が示された】 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	・保健婦助産婦看護婦法改正【男性保健師の途を開く】 ・パートタイム労働法施行	・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
1994 平成６	・国際家族年 ・ＩＬＯ総会【パートタイム労働に関する条約】を採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言」を採択【リプロダクティブ・ヘルス／ライツを提起】	・【児童の権利条約】批准 ・高校家庭科男女必修 ・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置 ・内閣に男女共同参画推進本部を設置（婦人問題企画推進本部廃止）		
1995 平成７	・第４回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」を採択 ・北京女性会議NGOフォーラム開催	・【家族的責任条約】批准 ・育児・介護休業法施行（一部平成11年）【男女共通の介護休業制度、事業主措置】 ・住民票から「非嫡出子」の記述が廃止	・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 ・東京ウィメンズプラザ開館	
1996 平成８	・ＩＬＯ総会【家内労働に関する条約（在宅形態の労働条約）】を採択	・優性保護法改正し母体保護法施行 ・「男女共同参画2000年プラン」を決定		
1997 平成９		・男女共同参画審議会設置法施行 ・男女雇用機会均等法改正【募集・採用・昇進等の差別禁止、ポジティブアクション、セクシュアル・ハラスメント防止措置】 ・労働基準法改正【女性の時間外労働、深夜業の規制解消】	・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」	
1998 平成10	・【パートタイム労働に関する条約】発効	・ＮＰＯ法公布 ・「婦人週間」を「女性週間」に変更	・男女平等推進のための東京都行動計画策定「男女が平等に参画するまち東京プラン」 ○計画期間：平成10～19年度 ・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」	
1999 平成11		・改正男女雇用機会均等法施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行		・女性センター設置
2000 平成12	・国連特別総会・女性2000年会議開催（ニューヨーク）「成果文書」を採択	・介護保険法施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 ・「男女共同参画基本計画」を閣議決定	・東京都男女平等参画基本条例成立・施行	
2001 平成13		・内閣府に「男女共同参画会議、男女共同参画局」を設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行 ・第１回男女共同参画週間	・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」	
2002 平成14			・男女平等参画のための東京都行動計画策定 「チャンス＆サポート東京プラン2002」 ○計画期間：平成14～18年度 ・配偶者暴力相談支援センター業務を開始	・長期計画「えどがわ新世紀デザイン」の基本的施策に「男女共同参画社会の推進」を位置づけ

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
			・財団法人東京女性財団解散	
2003 平成15		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化社会対策基本法施行	・東京都男女平等推進基金廃止	・男女平等に関する意識調査実施
2004 平成16		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」	・男女共同参画推進区民会議設置
2005 平成17	・国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定		・「男女共同参画推進ための計画に盛り込むべき内容について」（提言） ・男女共同参画推進計画策定検討会（庁内）設置
2006 平成18	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）	・改正男女雇用機会均等法公布	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間：平成18～20年度 ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」	
2007 平成19		・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律改正 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定	・男女平等参画のための東京都行動計画改定 「チャンス＆サポート東京プラン2007」 ○計画期間：平成19～23年度	・男女共同参画推進計画（平成19 年度～28年度）「ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン」策定
2008 平成20		・次世代育成支援対策推進法改正 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「企業の実態に即したワーク・ライフ・バランスの推進について」	
2009 平成21		・「育児・介護休業法」一部改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成21～23年度	

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
2010 平成22	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第３次男女共同参画基本計画」を閣議決定		・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進宣言
2011 平成23	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足			
2012 平成24		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定 に当たっての基本的考え方について」（１月） ・男女平等参画のための東京都行動計画改定 「チャンス＆サポート東京プラン2012」 ○計画期間：平成24～28年度 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成24～28年度	
2013 平成25		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
2014 平成26		・「次世代育成支援対策推進法」改正		
2015 平成27	・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択（目標５：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び能力強化を行う）	・「女性活躍推進法」公布 ・「第４次男女共同参画基本計画」を閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		
2016 平成28		・女子差別撤廃条約実施状況第７回及び第８回報告審議 ・女性活躍推進法完全施行 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正（平成30年１月１日全面施行）	・「東京都女性活躍推進白書」策定	・男女共同参画推進区民会議（第2期）設置 ・男女共同参画推進計画策定検討会（庁内）（第2期）設置

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
2017 平成29		・「育児・介護休業法」の改正	・東京都男女平等参画審議会答申 「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」 ・東京都男女平等参画推進総合計画策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○計画期間：平成29～33年度	・「男女共同参画推進計画（第2次）」策定に向けての提言 ・「男女共同参画推進計画（平成29年度～38年度）」策定
2018 平成30		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行	・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の公布、施行（一部の規定は平成31年施行）	
2019 平成31/ 令和元	・W20 日本を開催（第5回WAW！と同時開催）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「育児・介護休業法施行規則及び指針」の改正	・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行 ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・同性パートナー関係申出書受領証の交付開始
2020 令和２	・国連女性の地位委員会「北京＋25」記念会合	・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定 ・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化 ・「第５次男女共同参画基本計画」を閣議決定		
2021 令和３		・「育児・介護休業法」の改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正		
2022 令和４		・「女性デジタル人材育成プラン」決定 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「女性版骨太の方針2022」の決定	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用	・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行

年	国際的な動き	国	東京都	江戸川区
2023 令和５		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	・「第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」作成
2024 令和６		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		
2025 令和７				・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する意識調査実施
2026 令和８		・「第６次男女共同参画基本計画」を策定		

5　関連法令等

（1）男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日（法律第七十八号）
改正　平成一一年七月一六日法一〇二号
平成一一年十二月二二日法律第一六〇号
令和七年六月二七日法律第八〇号

目次
前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を
積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の

状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで　略
十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）
第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附則（令和七年六月二七日法律第八〇号）
（施行期日）
１　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
２　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日（法律第三十一号）
改正　平成一六年六月二日法律第六四号
平成一九年七月一一日法律第一一三号
平成二五年七月三日法律第七二号
平成二六年四月二三日法律第二八号
令和元年六月二六日法律第四六号
令和四年五月二五日法律第五二号
令和四年六月一七日法律第六八号
令和五年五月一九日法律第三〇号
令和五年六月一四日法律第五三号

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）
第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
６　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）
第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）
第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）
第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
２　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
３　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
４　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
５　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）
第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努

めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置
を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ

れた場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべ

き者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないこと

ができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に

関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則
（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則
第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。
第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必
要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）
第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）
第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

附則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条の規定　公布の日
二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）
第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。
２　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
３　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）
第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。
２　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄
　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
　公布の日
二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定
　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行）

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日（法律第六十四号）
改正　平成二九年三月三一日法律第一四号
令和元年六月五日法律第二十四号
令和四年三月三一日法律第一二号
令和四年六月一七日法律第六八号
令和七年六月一一日法律第六三号

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表

をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）
第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）
第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画
第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
2　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
3　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職

業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（職業指導等の措置等）
第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）
第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則
（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）
第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）
第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）
第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則
第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の

罰金に処する。
第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）
第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）
第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日
二及び三　略
四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）
第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日
二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）
第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）
第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定　公布の日
二　略
三　第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定　令和四年十月一日

（政令への委任）
第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

附則（令和七年六月一一日法律第六三号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二
及び第十六条の規定　公布の日
二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号）」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）　令和八年四月一日

（政令への委任）
第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（４）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年五月二十五日法律第五十二号
改正　令和四年六月一五日法律六六号
（令和四年五月二五日法律五二号）
令和四年六月一七日法律第六八号
（令和四年五月二五日法律第五二号）

目次
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）
第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。
（関連施策の活用）
第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）
第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）
第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）
第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）
第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
２　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
５　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
６　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
７　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
８　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
９　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
１０　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
１１　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）
第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）
第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
２　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
３　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）
第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
２　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
３　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）
第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）
第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）
第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、こ

れに協力するよう努めるものとする。
5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者
二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則
（教育及び啓発）
第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）
第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）
第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）
第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）
第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）
第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則
第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日
二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
三　略
四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）
第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）
第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合におい

て、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
２　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）
第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）
第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）
第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）
第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

（５）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和五年法律第六十八号

（目的）

第一条　この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

２　この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条　国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条　政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条　政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

３　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

５　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

６　政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

７　第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条　国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条　国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条　政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条　この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

6　用語集

	用語	解説	初出頁
か行	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	10
さ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。	7
	性自認	Gender Identity。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。	9
	性的指向	Sexual Orientation。人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。 レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「ＬＧＢＴ」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。	8
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。	7

資料6

法律や国計画等を踏まえた次期計画事業一覧（案）

いわゆる「LGBT理解増進法」に基づく基本計画を踏まえた取組

(仮) 次期計画 事業No.	重点目標	課題	方向性	取組	内容	担当課
10	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	① 男女共同参画の意識啓発・教育の推進	児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	教育指導課
12【新】	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	性の多様性に関する啓発	性の多様性の啓発に関する講座等の実施とともに、相談窓口等の周知を行う。	人権・男女共同参画推進センター
13【新】	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	性の多様性に関する区職員向け研修等の実施	区の全職員に向けて性の多様性に関するe-ラーニングを実施し、周知啓発を行う。 また、平成30年度に作成した『性的指向・性同一性（性自認）に関するガイドライン（職員用）』について、適宜、内容の更新を行い区の全職員へ周知する。	人権・男女共同参画推進センター
17	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	教職員研修の実施	年４回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	教育指導課
18	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	教育指導課
再10	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（1）性の平等と性の多様性への理解促進	② 人権教育を通じた多様な性への理解促進	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	全庁
103	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	① 誰もが相談しやすい相談窓口の周知の推進	大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題や、LGBTQの方が抱える問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。 法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	人権・男女共同参画推進センター
107【新】	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	同性パートナー関係申出書受領証の交付	要件を満たす同性パートナー関係にある方から同性パートナーシップ関係である旨の申出書を受領し、「同性パートナー関係申出書受領証」を交付する。また、申請時に、「LGBTQ」に関する法律相談や結婚パスポート、東京都性自認及び性的指向に関する専門相談のご案内をしている。	人権・男女共同参画推進センター
139	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進	人権擁護委員との連携強化	法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員による、人権相談や児童・生徒等を対象とした啓発活動について、協力する。	人権・男女共同参画推進センター

「女性活躍推進計画」に基づく取組

(仮) 次期計画 事業No.	重点目標	課題	方向性	取組	内容	担当課
19	1　性の平等と多様性を尊重し認め合えるまち	（2）男女共同参画による地域の活性化	① 政策・方針決定過程における女性参画の推進	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
51	2　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（1）就業における男女共同参画の推進	① 職場における男女共同参画の推進	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課
58	2　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（1）就業における男女共同参画の推進	② あらゆる分野における女性の活躍推進	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知（産業団体等に対する周知）	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。具体的な取り組みとしては、商店街に対する補助事業の一つに「商店街パワーアップ支援事業（若手・女性支援事業）」という、商店街イベントのうち、商店街の若手・女性グループが行う事業に対して補助金を交付する事業があり、各商店会に対して当該事業を含めた施策説明会を開催して周知を行っている。	産業振興課
64	2　仕事と生活の調和したいきいきと活躍できるまち	（1）就業における男女共同参画の推進	③ 事業者等による働きやすい環境づくりの促進	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	経営支援課

いわゆる「女性支援新法」を踏まえた取組

(仮) 次期計画 事業No.	重点目標	課題	方向性	取組	内容	担当課
93	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（1）すべての暴力の根絶	① 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	人権・男女共同参画推進センター
再100	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（1）すべての暴力の根絶	④ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援の充実	DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	人権・男女共同参画推進センター
115	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	母子生活支援施設	様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談や援助を進めながら自立を支援する。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
116【新】	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	女性相談支援	女性相談支援員が困難な問題を抱える女性一人ひとりに寄り添い、適切な助言や切れ目のない包括的な支援を行う。	人権・男女共同参画推進センター
122【新】	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	高齢者虐待に関する相談	虐待を受けている高齢者を発見した場合、区が通報を受け、熟年相談室が事実確認を行い、適宜必要な支援を行う。 高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。辛いとき、疲れてしまったときは、ご相談ください。	介護保険課
127	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	児童虐待相談対応	すべての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保証するため、子どもの最善の利益を優先した相談援助を行う。	児童相談所援助課
135【新】	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	② 当事者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援の充実	スクールソーシャルワーカーの配置・巡回	性別や家庭環境など多様な背景に配慮し、児童・生徒や家庭への相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら問題解決に取り組む。	教育相談センター
再115	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進	母子生活支援施設	様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談や援助を進めながら自立を支援する。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課
140【新】	3　誰もが多様な個人として尊重され安心して暮らせるまち	（2）性別等による生きづらさや困難を抱えた人への支援	③ 関係機関等との切れ目のない連携・協働の推進	困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に図るため、代表者会議及び個別ケース検討会議（随時）を開催し、関係機関が連携しながら、必要な事項の協議と情報共有を行う。	人権・男女共同参画推進センター

第一回推進会議資料３改

ポイント 国では第６次計画が策定（３月）、都では次期計画が策定予定（令和８年度内）

国と都の計画

国では、令和８年３月に「第６次男女共同参画基本計画」が策定されました。
東京都では、次期「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定が進められており、令和８年７月３日まで、素案に対するパブリックコメントを受け付けていました。

男女共同参画基本計画（国）

第５次 令和２年度～令和７年度

【ポイント】
○あらゆる分野における女性の参画拡大を推進

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
女性活躍推進

○女性に対する暴力の根絶

○生涯を通じた健康支援

○貧困等生活上の困難への支援

○防災・復興における男女共同参画

○男女共同参画社会の実現

第６次 令和８年度～令和12年度

【ポイント】
○**「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」**を引き続き目指し、取組を強化

○あらゆる分野における意思決定に女性が参画する
⇒女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）**の実現

○**女性の健康総合センター**を司令塔に、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進

○男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映、利活用を支援**

○**地域における男女共同参画**を推進

東京都男女平等参画推進総合計画（策定予定）（都）

現行 令和４年度～令和８年度

【目指すべき男女平等参画社会のあり方】
女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現

第１の柱：ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

第２の柱：男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

第３の柱：配偶者暴力対策

次期 令和８年度～令和12年度
（令和８年度中に策定予定）

【基本理念】
誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会

ビジョン１：男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現

ビジョン２：雇用・就業分野における女性活躍の推進

ビジョン３：男女平等参画を阻む意識の改革や環境整備

ビジョン４：配偶者暴力対策

関連法令、社会情勢

女性版骨太の方針2026

●**第６次男女共同参画基本計画**に基づく取組を一層強力に推進。

●その上で、**「健康」・「成長戦略分野」・「地域」**の３つの重点分野について、取組を強化。

●全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。

●**１　女性の生涯にわたる健康支援**

●**２　17の戦略分野における女性活躍**

●**３　女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり**

●**４　安全・安心が確保される社会の実現等**

※次期計画に包含される内容については、
赤枠を付しています。

※その他、同趣旨の取組等が次期計画に含まれるものについては、
緑枠を付しています。

配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

●令和７年改正・令和７年12月30日施行
・**接近禁止命令等の禁止行為の追加**
「紛失防止タグ」を用いた所在の把握等の行為

●令和５年改正・令和６年４月１日施行
・**接近禁止命令について、発令の対象を拡大**
・**子への電話等禁止命令の創設**
・**保護命令違反に関する重罰化**

ＬＧＢＴ理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

●令和５年６月23日施行

●**全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする**

●本法律に基づいて、**令和８年６月に基本的な計画を策定**

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

●令和７年改正・令和８年４月１日施行
・**情報公表の必須項目の拡大：**
【義務】従業員数101人以上の企業についても、**男女間賃金差異**及び**女性管理職比率**等を公表
・**職場における女性の健康支援：**
男女の性差を踏まえ、特に**職場における女性の健康上の特性に係る取組**が行われることが望ましい

性犯罪に関する刑法

●令和５年６月成立・令和５年７月13日施行
・強制性交等罪の**「不同意性交等罪」**への変更
同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為が処罰の対象になった
・性交同意年齢の**「16歳未満」**への引き上げ
・**わいせつ目的**での**16歳未満の者への面会要求等**の犯罪化
・**性的な画像の盗撮**の犯罪化
「撮影罪」・「提供罪」として処罰

女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

●令和６年４月１日施行

●**女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化**を踏まえ、**新たな女性支援の枠組み**を構築

●**「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」**の視点を明確に規定

●国・地方自治体に対し「教育・啓発」等、困難な問題を抱える女性支援に必要な施策を講じる責務を明記

東京都の動向

●令和４年６月に「東京都男女平等参画基本条例」を改正

●令和４年11月より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始

●令和５年３月に「第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

●令和６年３月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定

●令和７年12月に「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定